

平成 29 年度
東京都予算編成に関する要望書

平成 28 年 12 月

東京都議会自由民主党

平成28年12月21日

東京都知事
小 池 百 合 子 殿

東京都議会自由民主党
幹 事 長 高 木 けい
政務調査会長 崎 山 知 尚
総 務 会 長 高 橋 信 博

平成29年度東京都予算編成に関する要望

我が国の景気は、安倍政権の経済政策により、緩やかな回復基調が続いています。しかしながら、海外経済に弱さが見られ、アジア新興国等の景気が下振れして我が国の景気が下押しされるリスクがあることなどを踏まえると、その動向を十分注視していく必要があります。

こうした中、平成29年度予算は、「世界で一番の都市」東京の実現のため、少子高齢化への対応、防災対策や治安対策の強化など、山積する課題に適切に対応するとともに、4年後に迫るオリンピック・パラリンピックの成功や大会後へ引き継ぐレガシーの構築に向けて、これまで以上にスピード感を持って積極的に取り組んでいかなければなりません。一方、これらの施策を支える強固な財政基盤の堅持も重要です。

上記の観点から、平成29年度予算に対する我が党の要望を、具体的に別記のとおり取りまとめましたので、提出いたします。

知事におかれましては、今後の予算編成にあたり、我が党の意向を十分に受け止め、その実現に向けて全力を挙げて取り組まれることを、強く要望いたします。

平成29年度東京都予算編成に関する局別要望事項 目次

政策企画局関係	1頁
青少年・治安対策本部関係	3頁
総務局関係	4頁
財務局関係	9頁
主税局関係	10頁
生活文化局関係	11頁
オリンピック・パラリンピック準備局関係	16頁
都市整備局関係	19頁
環境局関係	26頁
福祉保健局関係	33頁
病院経営本部関係	50頁
産業労働局関係	52頁
中央卸売市場関係	63頁
建設局関係	65頁
港湾局関係	69頁
交通局関係	71頁
水道局関係	73頁
下水道局関係	76頁
教育庁関係	78頁
警視庁関係	82頁
東京消防庁関係	84頁

政策企画局関係

1 都政におけるリーダーシップや総合調整機能を遺憾なく発揮し、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、2020年、さらにその先の東京を見据え、都民一人ひとりが安心して豊かに暮らせる社会を実現し、東京を世界で一番の成熟都市として次世代に継承すべく、少子高齢化対策や防災対策の強化など東京都長期ビジョンで掲げた事業について、全庁を挙げた取組を積極的に推進されたい。

2 2020年オリンピック・パラリンピック大会を成功させ、東京を世界で一番の都市にするため、姉妹友好都市やアジアをはじめとする海外諸都市との関係を強化し、都民生活の向上を図るとともに、経済の活性化にも資するよう、都市間交流を展開されたい。

都内に集積する各国大使館代表部等とは、防災時の連絡体制の強化など、具体的ニーズに対応した実務レベルでの連携強化に積極的に取り組まれたい。

平成27年4月に設置した都市外交人材育成基金を有効に活用し、首都大学東京が行う高度研究への留学生の受け入れなどにより、東京とアジアをはじめとする海外諸都市の発展及び交流を担う優秀な人材の育成に努められたい。

3 平成28年4月に開催された「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会」において協議事項とされた競技会場の整備等に対する財政支援など8項目24施策について、確実な予算措置等を国に求められたい。

4 首都直下地震が発生しても、首都の中枢機能への打撃を最小限に食い止め、その機能を維持することは、我が国全体の政治・経済活動を麻痺させないためにも不可欠である。そのため、都自らが防災対策の強化を一層進めるとともに、首都圏内における首都機能のバックアップ体制が、政府及び各省庁の業務継続計画等に反映されるよう、的確に対応されたい。

5 国は、日本再興戦略において、「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」ことを目指し、国家戦略特区の取組を進めている。

こうした国の方針を踏まえ、平成26年10月以降、国や関係自治体、民間事業者等で構成する東京圏国家戦略特別区域会議がこれまでに14回開催

され、東京都は、都市再生・まちづくり分野や医療分野など計57件のプロジェクトを提案し、区域計画として認定を受けている。

東京の競争力を高め、日本経済の再生を図るため、特区制度を活用して、ロンドンやニューヨークに匹敵するビジネス環境や外国人にとって暮らしやすい生活環境を整備し、東京に世界の資本・人材を呼び込む取組を積極的に推進されたい。また、島焼酎特区の実現を通して、多摩・島しょ地域における観光振興や地方創生につながるよう、国への働きかけ等を積極的に実施されたい。

青少年・治安対策本部

1 青少年育成総合対策の推進

- (1) 社会的自立に困難を有する若者の社会参加を後押しするため、各支援機関や区市町村等と連携し、自立支援の取組を積極的に進めること。
- (2) 次代を担う青少年の健全な育成を図るため、「青少年健全育成条例」を適切に運用するとともに、インターネット、SNS等に起因する性犯罪から青少年を守るため、青少年、保護者等への啓発を充実させること。
- (3) 青少年の健全育成を全般的に進めるため、「東京子供応援協議会」を活用し、「こころの東京革命」や「あいさつ運動」などの地域活動について都民、町会等と協働して取り組むほか、「中学生の職場体験」の受入事業所の拡大に向け、積極的に取り組むこと。

2 治安対策の推進

- (1) 治安対策の充実強化を図るため、振り込め詐欺の被害防止に有効な自動通話録音機の設置支援や外国人の不法就労防止など、引き続き区市町村や警視庁等関係機関と連携し、各種の対策を強力に推進すること。
- (2) 子供が安全安心に暮らすことができる環境を整備するため、区市町村やボランティア、保護者、事業者等との連携のもと、地域で子供を見守る取組の一層の強化を図ること。
- (3) 安全で安心なまちづくりを一層推進するため、防犯設備整備に係る地域の負担軽減や都民に身近な公園等への防犯カメラなどの防犯設備整備補助、地域の主体的な防犯対策を支援する取組を積極的に進めること。

3 交通安全対策の推進

- (1) 交通事故のない安全安心な都市の実現に向けて、「第10次東京都交通安全計画」に基づく各種の対策を強力に推進すること。
- (2) 自転車の安全利用を促進するため、自転車安全利用指導員をはじめとしたルール・マナーに関する普及啓発を充実させるとともに、安全利用に関する教育などの取組を積極的に進めること。
- (3) 渋滞を解消するため、プローブ情報の活用や需要予測信号の導入、マルチパターン式交通情報板の設置など、ITS技術を活用した施策をより一層進展させること。

総務局関係

1 行政改革の推進

東京の再生と都民サービスの更なる充実を図るため、質の行革に重点を置いた総合的な行財政改革に全力で取り組まれたい。

2 地方分権改革の推進

国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等の検討を進め、さらなる地方分権改革に主体的に取り組むよう、国に対して働きかけられたい。

3 必要な職員の確保、育成及び活用

2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催準備に万全を期すとともに、さらにその先の都政を見据えた執行体制を整備するため、中長期的視点に立って、必要な職員の確保、育成及び活用を推進されたい。

4 区市町村の振興

- (1) 市町村に対する総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定・強化及び多摩島しょ地域の振興の一層の促進を図るため、市町村総合交付金の充実に努められたい。
- (2) 特別区における都市計画事業を着実に実施するため、特別区都市計画交付金の充実に努められたい。
- (3) 区市町村の公共施設等の計画的な整備促進を図るため、区市町村振興基金の貸付枠の増額に努められたい。
- (4) 今後の都区のあり方の都区共同の検討においては、都議会とも十分な意思疎通を図りながら、議論を進められたい。

5 多摩島しょ地域の振興

- (1) 地域の将来の発展に向けた課題を解決するために市町村が取り組むまちづくり事業に対し、積極的な財政支援を行われたい。
- (2) 新たな多摩のビジョン行動戦略に基づく取組を着実に推進し、より一層の多摩地域の振興を図られたい。
- (3) 市町村とも連携しながら、多摩の歴史や伝統、文化を多摩都民が認識し、魅力発信につながる機会となる取組を検討し、推進されたい。

- (4) 島しょ地域の振興を図るため、(公財) 東京都島しょ振興公社に対して、島おこし事業及びヘリコミューター事業を円滑に運営できるよう積極的な財政支援を行われたい。
- (5) 小笠原諸島の地理的状況等を踏まえて、航空路開設による交通アクセスの改善について早期に取り組まれたい。
- (6) 三宅島の再生を目指し、三宅島火山活動による被害からの復興と島の振興の取組に幅広く対応するため、引き続き積極的な支援を行われたい。
また、三宅島の災害復興や島しょ地域の産業、観光振興の推進のため、三宅村が開催を予定しているバイクイベントが円滑に実施されるよう支援を行われたい。
- (7) 平成25年の台風26号により甚大な被害を受けた大島町の復旧・復興に向けた取組について、積極的な支援を行われたい。
- (8) 超高速ブロードバンド基盤が未整備の島しょ地域における、インターネット等の利用環境改善について、国に継続的な財政負担を求めつつ、早期かつ確実に整備を推進されたい。

6 防災対策

- (1) 都民の防災意識の向上や災害時における適切な自助・共助を支援するため、都民への災害・防災に関する情報提供の強化を図られたい。
- (2) 東京都地域防災計画や東京都国土強靭化地域計画、熊本地震における被災地支援の経験等を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の各種自然災害への対策を推進するとともに、国への財政負担を求めつつ、防災対策の一層の強化を図られたい。
- (3) 震災など予期せぬ事態が発生した場合でも、行政サービスの提供を維持するための対策を講じられたい。
- (4) 発災直後から応急活動が迅速に行えるよう、首都直下地震等対処要領等に基づく関係機関との連携強化や実効性の高い防災訓練の実施等により、都の初動態勢の充実・強化に努められたい。
- (5) 災害情報を正確に把握し、迅速な初動態勢がとれるよう災害情報システムや防災行政無線の充実、協定締結団体等への業務用無線機の配備等、情報通信の充実に努められたい。
- (6) 発災時の燃料の安定調達のため、国や石油関係団体、各事業者と連携しながら、災害拠点病院や緊急通行車両への確実な供給体制を確立するなど、実効ある確保策を講じられたい。

- (7) 震災発生時において、自助・共助に基づく地域の活動が各地で行われるよう、町会・自治会をはじめとする防災市民組織の活動の一層の充実や、地域の自主的な取組及び区市町村の取組への支援を積極的に行うなど、地域防災力の向上を図られたい。
- (8) 区部や多摩・島しょの区別なく、消防団活動の充実のため、人材確保、教育訓練、資器材の拡充など消防団員が働きやすい環境の整備に向けて、総合的な支援を講じられたい。
- (9) 帰宅困難者対策について、企業等の施設内待機や備蓄の推進等による一斉帰宅の抑制、情報通信基盤の強化による確実な情報提供の仕組みの構築、一時滞在施設確保に向けた備蓄品購入費補助の継続等、民間事業者と連携した取組を推進されたい。
- (10) 大規模災害の発生時に都民の生命を守るため、発災時における飲料水の確保に向け、給水体制の整備を推進されたい。
- (11) 大規模災害時における行政機能の確保のため、九都県市による相互連携や全国知事会等の様々な枠組を活用した支援体制の整備などにより、自治体間の連携関係強化を図られたい。
- (12) 大規模な浸水被害などに備え、内閣府及び関係区と検討を進めるとともに、区市町村や近隣自治体とも連携を図りながら、広域避難に係る仕組みづくりを進められたい。
- (13) 伊豆諸島における火山活動の観測・調査体制の充実、伊豆諸島の火山ごとの避難計画の策定など、火山防災対策・津波対策に万全を期されたい。
- (14) テロ対策等国民保護の取組を着実に推進されたい。
- (15) 震災発生時において、被災者の早期生活再建が実現するよう、マニュアルの整備など、復興に向けた取組が着実に実施される体制づくりを推進されたい。
- (16) オリンピック・パラリンピック開催も見据え、2020年に向けた目標と具体的な工程を示した防災プランに基づき、その進捗状況を都民にも分かりやすく示しながら、スピード感をもって防災対策を推進されたい。
- (17) 広域的な防災対策を一層推進する観点から、災害時に、必要な物資を確実に調達し被災地全域に効率的に輸送できる体制の確立に向け、国、区市町村、民間企業等と緊密に連携し、荷役作業の円滑化、輸送手段や港湾・河川も含めた輸送路の確保などに向けた取組を進められたい。あわせて、こうした体制が災害時に真に機能するよう、訓練などを通じ、オペレーションの習熟を図られたい。

7 東日本大震災に伴う被災地・都内避難者支援の推進

- (1) 引き続き、被災地の本格復興に必要な技術職員を派遣するなど、被災地支援に取り組まれたい。
- (2) 避難の長期化が懸念されることから、引き続き、被災地の行政情報や都の支援情報などを的確に提供するとともに、各局や関係機関との連携を密に行い、適切な避難者支援を行われたい。

8 IT化の推進

- (1) サイバーセキュリティの確保に万全を期しながら、都政運営において、ICTを積極的に利活用されたい。
- (2) 電子申請や電子調達など、ITの成果を都行政に取り入れて、都民サービスの一層の向上に努められたい。
- (3) 都民がより利用しやすい行政サービスを提供するため、国や区市町村等との連携を図り、「住民基本台帳ネットワーク」の着実な運用など広域的な情報ネットワークの整備に努められたい。

9 首都大学東京の運営

- (1) 首都大学東京は、都民の期待に応える大学として、大都市で活躍する人材を育成するとともに、東京のシンクタンクとして、教育・研究の充実に取り組まれたい。
特に、火山災害対策研究など東京の課題解決に向けた研究や、学生のボランティア活動の支援など、2020年オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた取組を推進されたい。
- (2) 首都大学東京の運営体制については、教員組織を簡素化し、業績主義の徹底を図るとともに、時代の要請に応じ、学部構成等を不斷に見直すなど、法人化のメリットをいかした効率的な運営を可能にする簡素かつ柔軟な体制とされたい。
- (3) 東京の産業を活性化する意欲と能力を持つ人材を輩出するため、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の運営を着実に実施されたい。
- (4) 首都大学東京の教育研究水準の一層の向上を図るため、外部の第三者による評価を実施し、その結果を広く社会に公表し都民への説明責任を果たしていくとともに、大学の教育研究活動にフィードバックされたい。
- (5) 首都大学東京の施設整備については、必要最小限度の原則を踏まえつつ、

南大沢キャンパスばかりでなく、日野・荒川キャンパスや都心キャンパスも含め、円滑な大学運営に必要な施設を整備されたい。

(6) 海外との競争に勝ち抜いていく世代を育成していくため、首都大学東京や東京都立産業技術高等専門学校において、海外留学等の支援を充実されたい。

10 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等への支援に当たっては、第3期東京都犯罪被害者等支援計画に基づき、都としての取組を強化するとともに、区市町村や様々な民間団体と連携を図るなど、東京ならではの総合力を発揮させ、引き続き実効性ある支援を着実に実施されたい。

財務局関係

- 1 中小企業支援や雇用就業対策、少子高齢化への対応、防災対策や治安対策の強化など、山積する重要な課題に適切に対応するとともに、4年後に迫るオリンピック・パラリンピック競技大会の成功や、次世代に引き継ぐレガシーの構築に向けて、これまで以上にスピード感を持って積極的に推進できるよう、強固な財政基盤の堅持に努められたい。
- 2 真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担に見合った税財源の確保が不可欠である。総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むよう、国に対して引き続き強く働きかけられたい。
- 3 都有財産のうち未利用地については、都の抱えるさまざまな喫緊の行政需要に対応するために、庁内における有効活用を進めるとともに、区市町村への売却に加えて、都の施策に貢献することを条件に貸付を行うなど、「今後の財産利活用の指針」に基づいた、戦略的な財産の利活用をより一層推進されたい。
- 4 平成26年6月に改正された品確法の趣旨を踏まえ、現在及び将来の公共工事等の品質確保を図るため、価格と技術を合わせて評価する総合評価方式の適用拡大を図られたい。
- 5 厳しい経営環境が続く中小企業の経営安定化のため、公共工事の分離分割発注や共同企業体の活用など、引き続き、受注機会の確保に取り組まれたい。
- 6 都庁舎については、適切な設備更新を行うとともに、設備管理委託経費については、実情を踏まえて積算されたい。
- 7 地球温暖化対策の一環として、「省エネ・再エネ東京仕様」の普及・活用を図るなど、都有施設の省エネ等に積極的に取り組まれたい。

主税局関係

- 1 平成29年度の税収確保にさらに万全を期されたい。
- 2 地方自治体が主体的に行財政運営を行うためには、役割と権限に見合った財源が必要である。国と地方の税収比率が歳出比率に見合うものとなるよう、総体としての地方税財源の拡充を、国に強く働きかけられたい。
- 3 固定資産税・都市計画税について、商業地等の負担水準の上限引下げによる条例減額制度、小規模住宅用地及び小規模非住宅用地に対する都独自の軽減措置を平成29年度も継続されたい。
- 4 固定資産税制の改革を図り、納税者に分かりやすい制度とするよう、国に強く働きかけられたい。
- 5 待機児童解消は一刻の猶予も許されない重要課題であることから、保育施設整備促進に向けた税制面からの支援に取り組まれたい。

生活文化局関係

1 私学助成対策

(1) 現在、都内の学校に在学する児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約6割、幼稚園では約9割を占めており、私立学校が東京の公教育に果たす役割は非常に大きい。都内の私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づく個性豊かな教育を展開し、多彩な人材を育成してきた。

私立学校における質の高い教育を確保するため、学校運営に対する支援の柱となる経常費補助と、どのような環境にあっても、私学を希望する子どもたちが私学に通うことができるための保護者負担の軽減という大きな二本柱を中心に、学校の耐震化やグローバル人材育成のための補助など、様々な私学振興施策があるが、これらの制度は、学校や、保護者を交えた長年の議論の上に総合的に構築してきたものであり、今後も堅持すべきものである。私学助成の充実にあたっては、これまでの歴史、議論、制度の積み重ねを踏まえた制度の充実・構築に努められたい。

(2) 東京の公教育に果たす私立学校の重要性を踏まえ、教育条件の向上、保護者の負担軽減、学校経営の健全化等を図るため、私立学校に対する基幹的補助である経常費補助については、堅持・充実に努められたい。

なお、私立幼稚園経常費補助については、手当を含めた教職員給与の算定方法を見直し、充実を図られたい。

(3) 公私格差の是正のため、私立特別支援学校等経常費補助等の拡充を図られたい。

(4) 私立高等学校等に通う生徒の学費負担を軽減するため、効果的な就学支援の観点から特別奨学金制度が果たしているセーフティネットの機能を高め、保護者負担の一層の軽減を図るとともに、東京都育英資金事業の更なる充実を図られたい。

(5) 私立幼稚園等に通う園児の保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の充実に努められたい。

なお、園児保護者負担軽減事業補助については、子ども・子育て支援新制度に移行する園における保護者の実負担額が変わらないよう実施するとともに、低所得世帯に新たな負担が生じないよう、必要な支援を行われたい。

- (6) 子育て支援の充実を図るため、私立幼稚園における預かり保育に係る補助の更なる充実に努められたい。
- (7) グローバル人材育成のために、私立高校生の豊かな国際感覚の醸成や語学力の習得などに効果が高いとされる一定期間以上の留学への支援を一層充実するとともに、私立高等学校が行う外部検定試験を活用した英語学習成果の測定に対する補助などの支援や、私立学校外国語指導助手活用事業及び私立学校外国語科教員海外派遣研修事業の充実に加え、私立小・中・高等学校における英語教育や理数教育等の充実のため、ＩＣＴを活用した教育環境整備に対する補助など支援を図られたい。
- (8) 児童・生徒等の安全確保に向けて、耐震補強・改築工事及び非構造部材耐震対策工事に対する補助事業など、私立学校安全対策促進事業費補助の更なる充実に努められたい。
- (9) 地球温暖化対策及び節電対策として、私立学校省エネ設備等導入事業の継続に努められたい。
- (10) 公私間で定めた就学計画の達成、私立高等学校の財政基盤健全化を図るために、私立高等学校都内生就学促進補助の内容の充実に努められたい。
- (11) 専修学校が果たしている人材育成機関としての役割をふまえ、教育環境整備費補助の継続を図られたい。また、高等課程に対する教育振興費補助について、引き続き充実に努められたい。

2 消費生活対策

- (1) 消費者被害をなくし、消費生活の安全・安心の実現を図るため、「東京都消費生活基本計画」に定める各施策について、区市町村、関係団体等と連携しながら、計画的に推進されたい。
- (2) 消費者被害が深刻化している現状を踏まえ、不適正取引を行う悪質事業者を市場から排除し健全な市場を育成するため、東京都消費生活条例の改正により強化が図られた立入調査権限等を適切に行使し、悪質事業者に対する厳しい行政処分を実施するなど、より厳格な対応をとられたい。また、悪質事業者の規制を行っていく上で、警察捜査のノウハウを有効に活用するために警視庁とのより一層の連携を図るなど、調査機能及び執行体制を充実されたい。
- (3) 高齢者の消費者被害の早期発見・拡大防止のため、区市町村の福祉部門や民間事業者等との協働により、地域で見守りを担う人材を育成し、直接、高齢者に消費者被害に関する注意喚起や啓発を図るなど、見守りネットワーク

の構築に向けた諸施策を推進されたい。

- (4) 消費者、事業者、学識経験者等で構成される東京都商品等安全対策協議会による調査分析を充実させ、商品等の具体的な安全対策を着実に推進するほか、消費者への効果的な情報発信を図るなど、商品による危害の未然防止対策を積極的に推進されたい。
- (5) 都民の浴場利用機会の確保と浴場経営の安定を図るため、公衆浴場における耐震化の促進や使用燃料のクリーンエネルギー化等の推進を図る事業を充実し、健康増進型公衆浴場改築支援事業を継続するほか、浴場の利用促進に向けた広報の強化等の事業の支援を充実するなど、諸施策を推進されたい。
- (6) 都民を複雑・多様な消費者被害から救済するため、消費生活総合センターにおける相談体制の強化に引き続き努められたい。また、都域全体の消費者行政を質的に向上させるため、区市町村に対する諸施策を一層推進されたい。
- (7) 「東京都消費者教育推進計画」及び「東京都消費者教育アクションプログラム」に基づき、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の展開に努められたい。
- (8) 消費生活の安全・安心を実現するため、生活協同組合への育成支援施策などについて、充実されたい。
- (9) 東京都消費者行政活性化基金等を積極的に活用し、区市町村における消費生活相談窓口の強化を図られたい。

3 文化的振興

- (1) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 日本大会に向け、世界から注目を集める中で、「東京文化ビジョン」に掲げた世界一の文化都市東京の実現に結びつけていくため、東京の文化が持つ独自性の源泉ともいえる豊かな伝統文化を継承し、発展させていくための取組など、東京の特性を生かした文化事業のさらなる充実と世界に向けた発信強化を図られたい。
- (2) 2020 年大会に向けた文化プログラムの本格展開として、多くの都民が参加し活躍できるようアーツカウンシル東京による民間支援機能の拡充を図るとともに、地域の多彩で奥深い伝統文化の発信強化を図られたい。
また、文化プログラムを牽引する大規模フェスティバルや、オール日本としての文化の魅力向上を目指した被災地での事業、外国人や子供向けの伝統文化・芸能体験など、都が主導する中核的事業を強力に推進されたい。
- (3) 老朽化が進んでいる都立文化施設について、十分な機能と設備を兼ね備え、

都民が誇れる施設となるように計画的な改修を進めるとともに、国内外の文化施設との連携強化を図られたい。

- (4) 東京都交響楽団について、これまでの改革の成果を踏まえた上で、都民が世界に誇れる「グローバルスタンダードのオーケストラ」を目指した取組みを推進されたい。
- (5) 都民芸術フェスティバルや花火大会の助成、「東京都平和の日」記念式典などの文化事業について、継続して実施されたい。
- (6) ヘブンアーティスト事業について、都が公認するアーティストや活動場所を増やすなど、事業のさらなる充実を図られたい。

4 活力ある都民生活と地域社会の実現に向けた施策の推進

- (1) 区市町村と連携し、地域の課題に取り組んでいる町会や自治会連合会に対する支援を推進するため、地域力を向上させ地域の課題を解決するために設けられた「地域の底力再生事業助成」やアドバイザーの派遣など、事業の更なる拡充を図られたい。
- (2) 多くの都民がボランティア活動に関する必要な情報を容易に得られるようになるなど、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、区市町村のほか企業、学校、地域に貢献している地縁団体など多様な主体との連携を一層推進し、ボランティア気運の醸成を図られたい。
- (3) 多文化共生社会に向けた取組を推進するため、民間団体が行う都内の在住外国人支援活動に対する財政的な支援を行うなど、在住外国人が安心で安全に暮らせる環境の確保に努められたい。
- (4) 2020 年大会に向けて、東京に滞在する外国人が安心して過ごすことができるよう、多くの都民の参加を得て、外国人おもてなし語学ボランティアの育成を円滑に進められたい。
- (5) 新たに策定する東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）に基づき、女性活躍推進に向けた先進的な取組事例等の積極的な広報展開を行うなど、各種施策を推進されたい。
- (6) 男女平等参画を促進するための施策を着実に推進するとともに、配偶者暴力相談支援センターの円滑な運営をはじめ、東京ウィメンズプラザの事業の一層の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス推進事業を実施されたい。

5 広報広聴活動の推進

- (1) テレビ・ラジオ、広報東京都、インターネット等を活用して、世代ごとの媒体環境を考慮した効果的かつ効率的な都政広報の展開を図られたい。
- (2) 東京都の公式ホームページやSNSを活用して、写真や動画等の多様なコンテンツにより、迅速かつ効果的な情報発信に努められたい。
- (3) 「東京都個人情報の保護に関する条例」を適切に運用し、中小企業においても個人情報の保護が図られるよう指導・支援を行う等、個人情報保護の一層の推進に努められたい。また、マイナンバー制度の都民への理解促進を引き続き進めるとともに、個人番号等が適切に保護されるよう、都における適正な取扱いを確保されたい。
- (4) 情報公開条例で定められている情報提供の取組を一層進め、都民サービスの向上に努められたい。

オリンピック・パラリンピック準備局関係

- 1 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた万全な準備
 - (1) 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、国・組織委員会はもとより、都内区市町村や被災地をはじめとする全国の自治体、スポーツ界、経済界等との連携を更に強化し、オール東京、オールジャパンで開催気運の醸成や大会開催に向けた準備を加速されたい。
 - (2) 2020年大会の開催に向けては、競技施設の経費削減はもとより、大会総経費の削減に積極的に取り組むとともに、都・組織委員会・国の役割分担と費用分担の見直し協議を着実に進められたい。
 - (3) 競技会場等については、大会に間に合うよう、確実に整備を進めるとともに、コスト・バリアフリー・後利用など、あらゆる面に目配りし、都民・国民に素晴らしいレガシーを残すことができるよう、取り組まれたい。
 - (4) 都内区市町村はもとより、被災地をはじめとした日本全国で2020年大会の開催気運が高まるよう、実効性ある取組を積極的に推進されたい。
 - (5) 事前キャンプや練習会場のための施設整備、おもてなしのためのボランティア育成など、大会成功に向けたハード・ソフト両面にわたる区市町村独自の取組に対する支援を更に強化されたい。
 - (6) 2020年東京パラリンピックの成功に向け、今年度創設した障害者スポーツ振興基金を積極的に活用し、メディア等を通じてパラリンピック競技をはじめとした障害者スポーツの認知度向上に向けた取組を更に推進するとともに、選手の発掘・育成、競技団体の強化などの取組を着実に進められたい。
 - (7) 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、競技会場はもとより、駅から会場に至るアクセス経路のバリアフリー化についても着実に推進されたい。
 - (8) 外国人旅行者の受入環境を整備すべく、表示・標識等の多言語対応の取組を更に充実するとともに、大会を支えるボランティアの裾野拡大に向けた取組を計画的に推進されたい。
 - (9) 2020年大会が安全・安心な大会となるよう、関係機関と連携を図り、テロやサイバー攻撃の防止、災害発生時の対応を強化するなど、開催都市として万全なセキュリティ体制を構築されたい。
 - (10) 大会輸送による都民生活や経済活動への影響を最小限とするため、選手・

大会関係者・観客などの輸送対策については、万全を期されたい。

- (11) 大会後のレガシーを見据えた 2020 年に向けた都の取組を広く都民に周知するとともに、その取組を確実に進めることで、大会後の東京の更なる発展につなげていただきたい。

2 ラグビーワールドカップ 2019 の開催準備

- (1) ラグビーワールドカップ 2019 の成功に向け、大会の普及啓発や気運醸成を積極的に推進されたい。
- (2) 会場となる東京スタジアムやその周辺地域の環境整備を着実に図るとともに、本大会を 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会と一体のものとして捉え、戦略的に準備を進められたい。

3 スポーツ振興のための取組

- (1) 障害者がスポーツを行える場の開拓・整備や障害者スポーツを支える人材育成、障害者スポーツに関する理解促進・普及啓発など、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができるよう、障害者スポーツの振興をより一層強力に推進されたい。
- (2) 身近な地域における障害者スポーツの環境整備を図るため、地域における障害者スポーツの拠点の一つとして、特別支援学校の更なる活用を図られたい。
- (3) 障害者スポーツセンターの改修にあたっては、機能・利便性の向上を図るとともに、改修期間中の代替施設を確実に確保されたい。
- (4) オリンピック等をはじめとする国際大会や国体などで活躍する東京アスリートのより一層の競技力向上を図るために、関係団体と協働して、選手に対する強化事業や医・科学サポート体制を充実するとともに、指導者の育成についても積極的に取り組まれたい。
- (5) 今後、世界で戦えるアスリートを育成するため、東京育ちのトップアスリートが、経済的な不安がなく競技活動に邁進できるよう、就職に向けた支援を継続して実施されたい。
- (6) ジュニアスポーツのすそ野を広げ、競技力向上の底上げを図るために、地区体育協会と連携したジュニア育成地域推進事業や、トップアスリート発掘・育成事業の一層の推進を図られたい。
- (7) 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ社会を実現するため、地域スポーツクラブの設立や育成のための諸事業を支援・推進されたい。

- (8) シニア世代がスポーツを楽しめる機会を創出するため、シニアスポーツ振興事業などの取組について、更なる強化を図られたい。
- (9) 生涯スポーツ振興の観点から、関係団体と連携して、シニア健康スポーツフェスティバルを継続して実施するとともに、ねんりんピックへの選手団派遣に対する更なる支援を実施されたい。
- (10) 身近な地域で都民の誰もがスポーツに親しめるよう、区市町村との連携を一層深め、スポーツ環境の更なる充実・拡大に取り組まれたい。
- (11) 子供から高齢者まで、誰もが参加できるスポーツイベントを実施して、スポーツムーブメントの醸成を図られたい。
- (12) 東京マラソン及びマラソン祭りについては、参加者誰もが楽しめるスポーツイベントとして、引き続き実施されたい。
- (13) 大規模スポーツ大会や地域スポーツ振興の拠点としての機能整備を図るため、都立体育施設等の計画的な改修を進められたい。

都市整備局関係

1 都市づくり全般

- (1) 東京を世界で一番の都市へと導くため、2040 年代の都市像を示す骨太の都市づくりのグランドデザインを策定し、その実現に向けた取組を着実に推進されたい。
- (2) 防災力や国際競争力の強化に加えて、環境、緑、景観などの視点を一層重視した都市づくりを進め、都民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応されたい。
- (3) 国際競争力の強化に向けた国家戦略特区制度及び特定都市再生緊急整備地域の制度を活用した都市再生プロジェクトの推進や都市インフラの整備、区部と比較し遅れている道路整備をはじめとした多摩地域の振興など都民生活の向上に向けた取組を着実に推進されたい。
- (4) 東京の国際競争力を高めていくため、羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進を国に対して求めるとともに、首都圏におけるビジネス航空の受け入れ体制強化に向けた取組を推進されたい。
- (5) 交通政策審議会答申第 198 号（平成 28 年 4 月）を踏まえ、都心から至近の距離にある羽田の強みを最大限に活かす空港アクセスはもとより、首都圏全体との結びつきを強めるための広域的な交通インフラのネットワークの整備を推進されたい。
- (6) 横田基地の軍民共用化については、東京の国際競争力向上と多摩地域の発展のため、周辺の交通基盤の整備や騒音対策等の課題について地元の意見を十分聞きながら推進されたい。
- (7) 2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向け、選手村を確実に整備するとともに、大会後には、多様な人々が都市生活の豊かさを実感でき、環境負荷の少ない先進的なまちとなるよう、まちづくりを推進されたい。
- (8) 丘陵地や樹林地、農地などの既存の緑の保全を一層推進していくため、「緑確保の総合的な方針」の具体化を図られたい。また、民間による公園づくりの仕組みである民設公園制度等を活用し、東京の緑の創出に取り組まれたい。
- (9) 周辺区部や多摩地域の拠点となる駅施設や、その周辺整備を促進されたい。
- (10) 都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効な地籍調査を促進されたい。

- (11) 都有地を有効活用した都市再生を進めるための調査・検討を行われたい。
- (12) 美しい街並み景観を形成していくため、都市開発諸制度等を活用し誘導を行うとともに、屋外広告物を活用してエリアマネジメント活動の支援を行うなど、実効性ある景観形成やまちの活性化に取り組まれたい。
- (13) 都市の開発において、環境負荷の低減や防災機能の強化に資する取組を誘導されたい。
- (14) 安全で快適な歩行空間の確保や、都市防災機能の強化を図るため、まちづくりの機会を捉えた狭あい道路の無電柱化の推進に取り組まれたい。

2 都市交通対策

- (1) 首都圏内の交通の円滑化及び首都直下地震などに備えた防災力の強化を図るため、外環、中央環状線等の三環状道路の建設促進を図られたい。特に外環については、一日も早い完成に向けた、用地取得や工事などに必要な事業費の確保と、東名高速から湾岸道路までの区間についての早期計画の具体化を国に強く求められたい。

さらに、東京における都市計画道路の整備方針（平成28年3月）に基づき、区部の環状道路や多摩地域の軸となる幹線道路など、都市の骨格を形成し、防災性の向上に資する都市計画道路ネットワークの充実強化を図られたい。

- (2) 首都圏の高速道路料金について、平成28年4月に導入された新たな料金体系の影響などを検証し、引き続き、一体的に利用しやすい料金体系の実現に向け、積極的に取り組まれたい。
- (3) 2020年オリンピック・パラリンピック大会とその先を見据え、東京が目指すべき総合的な交通体系を明らかにし、その実現に向けて、スピード感を持って取組まれたい。
- (4) 鉄道駅等のバリアフリー化を推進するため、ホームドアやエレベーター等の設置に取り組む鉄道事業者への支援を推進されたい。
- (5) 東京の交通混雑の緩和や安全対策に資するため、都営交通及び東京メトロの整備の促進を図るとともに、バリアフリー化施設等の大規模改良にも、より一層の助成策を講じられたい。
- (6) JR中央線（三鷹～立川）複々線化の早期事業化や、立川以西の連続立体交差事業及び複々線化についても具体的な検討をされたい。
- (7) 地下鉄八号線豊洲・亀有間、地下鉄十一号線押上・松戸間の延伸を速やかに実現するよう必要な措置を講じられたい。

- (8) 南北方向の公共交通機関の乏しい区部周辺部地域において、新たな公共交通の導入が具体化できるよう努められたい。
- (9) 都心と臨海副都心とを結ぶ新たな公共交通システムであるBRTの導入実現を図られたい。その際、水素社会の実現にも貢献する先駆的な技術を取り入れるよう努められたい。
- (10) 2020年オリンピック・パラリンピック大会に向け、水の都東京の魅力を高めていくため、舟運の活性化に向けた取組を進められたい。
- (11) 新宿を初めとするターミナル駅について、利用者の視点からわかりやすい、使いやすいものとするため、案内サインの改善やバリアフリー化などの取組を促進されたい。
- (12) バス利用者へのサービス向上を図りつつ、マイカーからバスへの交通利用の転換を促進するためにバス事業者がバスロケーションシステムや公共車両優先システム（PTPS）を整備することに対し助成策を講じられたい。
- (13) 交通渋滞、大気汚染等の解消のため、物流システムの効率化に資する公共流通業務センターの整備を多摩地域においても促進されたい。
- (14) 踏切の早期解消やまちづくりの推進を図るため、区施行連続立体交差事業に対する助成策を講じられたい。あわせて、踏切対策基本方針で示された重点踏切については、地域の特性に応じた適切な対策を促進されたい。

3 都市防災対策

- (1) 木造住宅密集地域の改善に向け、都がリーダーシップを発揮し、地域の実情に応じた不燃化特区制度など、木密地域不燃化10年プロジェクトを強力に推進されたい。また、延焼遮断帯内側の市街地の改善を更に進めるため、積極的な道路整備と沿道建築物の不燃化を促進するよう、特定整備路線の更なる推進、区における防災生活道路整備事業への支援拡充に取り組まれたい。さらに、災害に強いまちづくりの一環として、避難の安全確保などのため、木造住宅密集地域における住宅の耐震改修等に、財政的な支援措置を引き続き講じられたい。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、建物所有者の負担軽減や規制誘導策の実効性を高める施策をあわせて実施し、区市町村や関係団体とも連携して、所有者の取組をさらに後押しするような支援策を講じ、耐震診断結果を改修や建替え工事に確実につなげられたい。また、東京圏全体で緊急輸送道路の機能を確保していくため、周辺自治体との広域的な連携について取り組まれたい。

- (3) 密集市街地の防災機能を確保し、土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「防災街区整備事業」の推進に努められたい。
- (4) 都民が安心して耐震改修等に取り組めるよう、一定水準の技術を持つ建築士事務所の登録・紹介を行なわれたい。建て主や建物所有者が適切な液状化対策を講じられるよう、区市と連携して必要な情報を提供するとともに、公共建築物に加え、民間建築物の地盤情報についても収集、公表に向けて取り組まれたい。
- (5) 地震発生後の二次災害を最小限に防止するため、関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、建築物の安全性を確認する応急危険度判定員制度を充実されたい。
- (6) 近年多発する都市型豪雨から都民の生命・財産を守るため、「豪雨対策基本方針」に基づく事業を着実に推進されたい。特に、個人住宅への浸透施設の設置に対し助成を行う雨水流出抑制事業費補助については、一層の推進を図られたい。
- (7) 鉄道利用者の安全の向上を図るため、主要な鉄道施設の耐震補強や地下駅等における浸水対策に対して助成策を講じられたい。また、鉄道駅等のバリアフリー化を推進するため、ホームドアやエレベーター等の設置に取り組む鉄道事業者への支援を推進されたい。
- (8) 地下街の安全確保のため、防災対策に取り組む地下街管理者等を支援し、対策の促進を図られたい。
- (9) 区市町村と連携し、民間分譲マンションの耐震診断及び改修の支援を行うとともに、マンション啓発隊のフォローアップを実施し、きめ細かな助言を行うなど、耐震化の促進を積極的に図られたい。

4 水資源開発

治水や利水の安全を確保し、首都圏における住民の生命や財産を守るために、極めて重要な施設であるハッ場ダムの早期完成を国に強く要請されたい。また、関係各県と協力して水源地域対策に万全を期されたい。

5 民間住宅対策

- (1) 東京において約4割の世帯が居住する民間賃貸住宅については、賃貸借に関する紛争を未然に防止し、安心して貸し借りできる賃貸住宅市場の確立に向け、「賃貸住宅紛争防止条例」の定着に努められたい。また、東京の活力を支えるファミリー世帯の職住近接を促進し、防犯対策やバリアフリー等にも

配慮した、質の高い賃貸住宅の普及を図られたい。

- (2) 「良質なマンションストックの形成促進計画」(平成28年3月)を踏まえ、区市町村と連携して、管理不全の予防・改善など、マンションの適正な管理の促進に向けた施策を講じられたい。また、単独での建替えが難しい老朽マンションも多く存在していることから、まちづくりと連携して建替えを促進する新たな制度の構築に向け取り組まれたい。
- (3) 真の豊かさを実感できる、広くて質が良く低廉な住宅の供給を誘導するため、定期借地権制度などの普及に努められたい。
- (4) 環境負荷の少ない都市を実現するため、住宅の長寿命化に取り組まれたい。
- (5) 高齢者、障害者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築に資するよう、住宅施策と福祉施策を融合したサービス付き高齢者向け住宅の供給を着実に進められたい。
- (6) 子供を生み育てる環境整備のため、子育て世帯向けの設備を備えた子育てに適した優良な住宅の供給促進を区市町村とも連携し、着実に進められたい。
- (7) 災害・停電時にも最低限の生活を継続可能な住宅の普及促進を図られたい。
- (8) 防災上の課題や少子高齢化に伴い多様化する都民のニーズ等に対応するため、区市町村と連携し、空き家の利活用を促進されたい。また、空き家の所有者に対して管理の重要性を周知するとともに、地域性等を踏まえた適切なアドバイスを行えるよう、専門家を活用した相談体制を整えるなど、きめ細かい支援を行われたい。
- (9) 行政内部での利用に限定されている「所有者不明の空き家の固定資産税情報」を関係団体に開示できる仕組みを構築されたい。

6 公営住宅等の整備

- (1) 都営住宅の適正かつ公平で効率的な管理に努められたい。
- (2) 高齢者、障害者、ひとり親家庭などの住宅困窮者に対する都営住宅への優先入居を引き続き実施されたい。
- (3) 居住者の高齢化の進む都営住宅において、子育て世帯の入居促進等により、自治会の活性化や負担軽減を図られたい。
- (4) 老朽化した都営住宅の建替えについては、規模を年間4,000戸程度まで段階的に拡大させ、バリアフリー化された誰もが住みやすい住宅の供給を推進されるとともに、用地を一層創出されたい。

都営住宅や公社住宅の建替えにより創出される用地については、子育て支援、医療、介護施設などの福祉施設の整備に加え、商業、文化施設や交流施

設など、にぎわいと活気を生む様々な機能を整備して、より豊かな住生活の実現を図られたい。

- (5) 都営住宅は、現状でも比較的ファミリー向けの住戸が多いが、建替えに当たっても現在の居住者の状況を勘案しながら、ファミリー向け住戸の整備を進めるなど、若年夫婦・子育て世帯に対する支援拡大を図られたい。
- (6) 地価や家賃の下落による空き家を抱える都民住宅に対して、公的住宅の役割を踏まえ、抜本的な方策を図られたい。
- (7) 地域の実情に即したきめ細かな住宅施策の展開ができるよう、区市町村との協議のうえ、都営住宅の移管を促進されたい。
- (8) 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、都営住宅の耐震化を計画的に推進されたい。
- (9) 都営住宅の工事において、追加や前倒し発注など、中小企業の受注機会の増加対策を講じられたい。

7 都市開発の推進

- (1) 地域の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業の促進及びその助成策等の充実を図られたい。
- (2) 高齢化社会に向けて、生活弱者などにやさしい都市基盤整備事業及び建築物のバリアフリー化に配慮した事業等を積極的に推進されたい。
- (3) 建築基準行政事務を積極的に市へ移管し、地域に即したきめ細かなまちづくり行政を推進されたい。移管にあたっては、事務の円滑な執行を図るため、人的・財政的支援を講じられたい。

8 土地区画整理・市街地再開発

- (1) 汐留地区、泉岳寺駅地区並びに豊洲・有明北・晴海地区において、活力とゆとりに満ちた魅力ある都市づくりを推進されたい。
- (2) 既成市街地の再整備のため、花畠北部地区、瑞江駅西部地区、篠崎駅東部地区、並びに六町地区の事業促進を図られたい。
- (3) 道路整備と民間活力による沿道開発を一体的に進めるとともに、延焼遮断帯の形成等により防災性の向上を図るため、東池袋地区、鐘ヶ淵地区、十条地区、目黒本町地区、大山中央地区において、沿道一体整備事業を一層推進されたい。
- (4) 戸越公園駅周辺地区、原町・洗足地区、志茂地区において、地域のまちづ

くりの取組と連携した延焼遮断帯の形成を推進されたい。

9 多摩ニュータウン事業の推進

多摩ニュータウン事業については、宅地販売の促進に努め、これまでと同様に地元市等との調整を行うとともに、再生に向けたまちづくりを推進されたい。

10 横田基地の軍民共用化の推進

横田基地の軍民共用化の早期実現に向け、日米協議を推進するよう、国に対して強く働きかけたい。また、都としても共用化を実現するため、あらゆる取組を推進されたい。

環境局関係

1 東京は、気候変動に由来するとも思われるゲリラ豪雨の頻発や、大気・水環境のさらなる向上、持続可能な資源循環の実現など、様々な環境問題に直面している。

また、一国に相当するエネルギーを消費する東京は、エネルギーの効率的利用や水素社会の実現をリードするなど、規模に見合った社会的責務を果たすことが求められている。

都は、持続的な経済成長を達成しつつ、意欲的な CO₂ 削減目標などを盛り込んだ新たな環境基本計画を策定した。

今後は、それらの計画や目標の達成に向けた取組を着実に推進するとともに、事業者・都民に対する様々な支援を講じ、オリンピック・パラリンピック開催都市に相応しい世界一の環境先進都市を実現されたい。

- (1) 「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」等の着実な運用により、省エネルギーと気候変動対策の推進を図られたい。
- (2) 都内の中小規模事業者が気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を推進し、気候変動対策の普及を図るとともに、中小企業が取り組める省エネルギーを図るための支援策を積極的に講じられたい。
- (3) 都内の中小規模事業所の多くを占めるテナントビルの省エネ化を進めため、ビルオーナーとテナントが協働できる省エネ対策を支援されたい。特に、省エネ対策に有効な照明設備の LED 化を推進されたい。
- (4) 資金面や人材ノウハウで様々な課題を抱えている中小規模事業所のうち、熱と電気を有効に利用できる中小医療、福祉施設等に対し、多額の初期投資を行うことなく、コーポレート・ガバナンス等の創エネ機器、省エネ機器の導入を促進する制度を着実に推進されたい。
- (5) エネルギー効率の向上や災害時の地域の自立性向上に向け、オフィスビル等へのコーポレート・ガバナンス設備の導入や、地域での熱・電気の面的利用に必要なインフラ整備に対する支援策を推進されたい。
- (6) 東京都地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした地域や家庭における地球温暖化防止活動の展開で培った仕組みを活用し、節電や省エネルギーの定着のための取組への支援を推進されたい。
- (7) マンションにおけるエネルギー管理を推進するため、MEMS の導入

に対する補助制度を着実に推進されたい。

- (8) 家庭におけるエネルギー利用の高度化を推進するために、蓄電池システム、ビーカー・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池（エネファーム）及び太陽熱利用システムの一層の普及促進に努められたい。
- (9) 合理的な省エネルギーの更なる推進のため、家庭や中小規模事業者における照明のLEDランプ化を、区市町村と連携し推進されたい。
- (10) 自転車シェアリングの広域的な展開や物流の効率化等の地域特性に応じた環境交通施策など、自動車に起因する環境負荷の低減や快適な都市環境の形成に向けた施策を総合的に推進されたい。
- (11) 「建築物環境計画書制度」等により、建築物の新築時及び大規模改修時に建築物の省エネルギー性能の一層の向上を図られたい。
- (12) 都有施設における省エネルギー対策の実施や再エネの導入など、都庁の率先行動を徹底して行うとともに、環境学習や普及啓発行動を充実し、節電や省エネルギーの定着と低炭素社会への転換を促進されたい。
- (13) 既存住宅における断熱性能を向上させるため、高断熱窓製品の導入を促進する支援制度を推進されたい。また、従来よりも優れた断熱性能などを有する高水準の省エネ住宅の普及策を検討されたい。
- (14) 都民・事業者による再生可能エネルギー電力の積極的な利用を促す仕組みづくりや、選択意欲を喚起する普及啓発を進め、再生可能エネルギーの導入拡大を推進されたい。
- (15) エネルギーの地産地消を進め、CO₂の排出削減、地域防災性の向上を図るため、事業者による自家消費型の再生可能エネルギー発電システムや熱利用システムの導入に対する支援策を推進されたい。
- (16) 太陽光発電の有用性について理解を深め、再生可能エネルギーを身边に感じてもらうため、平常時だけでなく災害時にも利用できる自立型ソーラースタンドの普及が図られるよう、支援策を講じられたい。
- (17) 水素エネルギーの利活用に向け、燃料電池自動車の普及、燃料電池バスの導入や水素ステーション整備に対する補助制度を着実に推進されたい。
- (18) 既存のガソリンスタンドへの併設整備に向け、中小ガソリンスタンド事業者に対して、水素ステーション整備に必要な情報提供や運営のための技術力を身につけるための支援策を講じられたい。
- (19) 羽田空港における水素エネルギー利活用に向け、実施段階における課題や法規制等を整理し、具体的な施策を検討されたい。

(20) 再生可能エネルギーを用いたCO₂フリー水素を活用するための基礎調査や、具体的な取組を開始されたい。

- 2 地域の実情に即したきめ細やかな取組により地域の環境問題へ対応するためには、都と区市町村が一体となって環境政策を推進することが必要である。このため、区市町村が自らの創意工夫を活かしながら継続的・安定的に事業に取り組むことができるよう財政的な支援を継続されたい。
- 3 オリンピック・パラリンピック後も見据え、資源循環型都市を構築するため、事業系廃棄物のリサイクルのルールづくりや、食品や容器包装など資源ロスの最小化、再生砕石をはじめとしたエコマテリアルの活用促進などに、区市町村や関係事業者団体と連携して取り組まれたい。
- 4 オリンピック・パラリンピック大会で使用した物品の持続可能性に配慮した再利用などの仕組みについて、先進的な事例や対応策などに関する調査・検討を行われたい。
- 5 PCB廃棄物の適正処理・保管対策を進めるため、適正管理の指導等を徹底されたい。また、微量PCB絶縁油処理の支援策など、PCB廃棄物の適正処理の促進に引き続き努力されたい。
- 6 資源の持ち去り行為を防止するため、区市町村の取り組みを支援されたい。
- 7 区と連携して焼却灰の有効利用や不燃ごみの資源化等を推進し、最終処分場の延命化を図られたい。
- 8 区市町村における資源の循環や廃棄物の適正処理などを支援するため、ごみ減量化対策事業及び廃棄物処理施設整備事業に対する助成に、積極的に取り組まれたい。
- 9 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、処理業者の第三者評価制度の普及を図るとともに、広域的監視体制を強化し、不法投棄対策を積極的に展開されたい。

- 10 世界一の都市東京にふさわしいおもてなしの生活環境を創出するため、繁華街等の美化活動に対する仕組みを構築されたい。
- 11 東京都災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、関連マニュアルの整備や人材育成・普及啓発等について検討されたい。
- 12 緑の量の確保に加え、生物多様性に配慮した質の高い緑の確保を推進し、在来植物を用いた緑化等により、多様な生物を呼び戻す施策の具体化を、区市町村や民間事業者などのさまざまな主体と連携するなどして、積極的に進められたい。
- 13 國土保全、水源涵養、自然環境の保全など森林の持つ公益的機能を回復するため、間伐を行う森林再生事業や水の浸透を高める枝打ちを着実に推進し、花粉発生源対策にも資するとともに、針広混交林化を目指し荒廃した森林の再生に取り組まれたい。
- 14 都内に残された貴重な自然地である保全地域の着実な公有化や、そこに生息・生育する希少な動植物の保護対策などを、計画的に進められたい。
- 15 保全地域は都内に残された貴重な緑であるが、丘陵地に位置し、住居に接するものも多いことから、土砂災害警戒区域における適切な安全対策等を着実に進め、都民の安全・安心の確保に努められたい。
- 16 東京に残された貴重な自然として指定した保全地域などの緑の維持管理にあたっては、意欲ある地元自治体やボランティア団体、住民、企業などと連携を図られたい。
また、都民による自然活動体験の機会を拡充すること等により、新たな活動人材の確保・育成を積極的に図られたい。
- 17 良質な緑が一層多く創出・保全されるよう緑化計画書制度・開発許可制度を着実に運用するとともに、質の高い緑を確保した開発を促していく手法について検討されたい。
- 18 市街地に残された良好な自然環境を保全するため、未利用都有地の活用に

際し、在来植物の保全のためのモデル事業等を実施されたい。

- 19 外来種対策や固有種・希少種保護などの取組を進め、世界的にも貴重でかけがえのない小笠原諸島の自然を、保護と適正利用との両立を図りながら、次世代に継承していくための対策を着実に講じられたい。
- 20 人的被害を及ぼす外来生物について、区市町村の緊急的な駆除に対応できる体制の整備や、駆除に対する取組を着実に支援されたい。
- 21 多摩地域におけるイノシシ・ニホンジカ等の野生鳥獣による農業被害や生活環境被害、生態系への影響を軽減するため、生息状況調査等を実施し、効果的な防除対策を検討されたい。
- 22 大島町で生息数が増加している特定外来生物キヨンについて、捕獲効率の良い方法を検討し、防除対策を一層強化して、固有植物や農作物の食害等の被害を軽減、更には撲滅に向けた取組を着実に講じられたい。
- 23 利島村においては、森林病害虫エダシャクが大量発生し、島の産業や生態系に大きな被害を与えていることから、引き続き実効性のある対策を着実に講じられたい。
- 24 都内の国立公園、国定公園など自然公園において、きめこまやかな情報提供を行うビジターセンター等の施設、自然の植生を守るための遊歩道、安全・安心な利用のための柵・橋などの整備を行い、自然の保護と適正利用の徹底を図られたい。
- 25 豊かな自然環境の保全を図りつつ、さらなる利用促進・地域振興を図ることを目的とした新たな自然公園ビジョンの策定を進め、早期に必要な施策については対応を図られたい。
- 26 人体への影響が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）について、引き続き都民への分かりやすい情報提供に努めるとともに、大気環境中の濃度・成分の測定や発生源の調査等の結果に基づき生成の仕組みなどを明らかにし、東京の実態に即した効果的な対策の構築に取り組まれたい。

27 化学物質対策については、法に基づくＰＲＴＲ制度はもとより、環境確保条例で規定した法対象外の事業者をも含めた都独自の化学物質適正管理制度を着実に推進されたい。

また、光化学スモッグの原因となるオキシダントの発生を抑制するため、事業者団体とも連携し、実効性の高い揮発性有機化合物（ＶＯＣ）対策を推進されたい。

28 大気環境の更なる改善を図り、後世に誇れるクリーンで美しい東京をつくるため、環境確保条例に基づくディーゼル車規制などの単体規制を推進されたい。

29 自動車からのCO₂排出量を大幅に削減するため、電気自動車などの次世代自動車の普及を促進する補助制度の更なる拡充を図られたい。

厳しい経営環境にある中小事業者が買換えなど低公害・低燃費車を導入する際の融資あっせん制度及びハイブリッドバス・ハイブリットトラック導入の支援を実施されたい。

また、エコドライブの推進に向けた取組を関係団体と連携して実施するとともに、貨物輸送評価制度の評価事業者の拡大に向けた取組を実施されたい。

30 オリンピック・パラリンピック大会の開催までに、ハイブリッド自動車等の環境性能が高く、誰もが利用できるユニバーサルデザインのタクシーの普及を積極的に推進されたい。

31 新幹線や在来線の鉄道騒音、道路交通騒音及び航空機騒音の調査等に適切に対処されたい。

32 土壤汚染対策については、中小事業者の負担軽減の観点に立って、土壤汚染処理技術フォーラムの開催などの取組を継続することにより、合理的な土壤汚染対策に関する情報を広く周知するとともに、土壤汚染対策アドバイザー派遣制度の取組をニーズに応じてさらに拡充させるなど、事業者の個別の状況に応じたきめ細かい支援を図られたい。

33 東京湾の水質を一層改善するため、赤潮調査や東京都内湾の水生生物調査

の実施など、実態を把握するとともに、今後改定予定の総量削減計画に基づき、窒素・リン等の排出抑制指導を徹底すること。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高度処理型合併浄化槽の一層の普及促進に努められたい。

- 34 魅力的な水辺空間を創出するため、水質の浄化に取り組むとともに、河川、地下水、湧水の水量確保等、水循環にも十分配慮し、関係区市町村と緊密に連携して総合的に施策を推進されたい。
- 35 2020 年オリンピック・パラリンピック大会のレガシーともなる、潤いと安らぎのある都市環境を創出するために、花と緑の東京募金を活用するとともに、区市町村や民間事業者と連携し、「花と緑」を活かした緑化の取組を積極的に進められたい。
- 36 ドライ型ミスト等を活用し、ヒートアイランド現象に伴う暑熱環境の改善に向けた取組を一層推進されたい。

福祉保健局関係

1 高齢者の地域生活と自立への支援

- (1) ケアを必要とする高齢者が、身近な地域の中で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームの着実な整備に努められたい。
- (2) 地域支援事業が円滑に行われるよう区市町村等における取組の支援をはじめ、制度改正にも対応した介護予防にかかる総合的な施策を推進されたい。
- (3) 認知症対策について、地域生活を支える社会資源のネットワークづくりへの支援や、医療機関同士、さらには医療と介護の連携体制の構築に向けた取組や、早期診断・早期対応の仕組みづくりをより一層推進するとともに、都民への認知症に関する正しい知識の普及啓発を強化されたい。
- (4) 介護保険制度における都独自の「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業」を適切に推進されたい。
- (5) 「高齢者虐待防止・養護者支援法」の趣旨を踏まえ、早期発見・迅速な対応を支援するため、区市町村や介護保険事業者等の人材育成を図られたい。
- (6) 特別養護老人ホームが介護保険制度のもとで、自立的経営を進め、サービスの向上や経営改善を図ることができるよう、「特別養護老人ホーム等経営支援事業」を着実に推進するなど、特別養護老人ホームの補助制度の充実を図ること。
- (7) 特別養護老人ホームの計画的な整備や、身近な地域での在宅サービスの基盤整備を図るため、区市町村が行う地域密着型サービス拠点の整備を促進するとともに、ショートステイや介護専用型有料老人ホームの設置促進を図られたい。
- (8) 都市部における低所得で見守り等が必要な高齢者が低額な料金で利用できる都市型軽費老人ホームの整備促進を図られたい。
- (9) 高齢者友愛実践活動、東老連健康づくり大学校を含む老人クラブ健康教室事業など、東京都老人クラブ連合会の活動に対する助成を充実強化されたい。
- (10) 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に高齢者分野の地域福祉サービスに取り組めるよう、包括補助制度の充実を図られたい。
- (11) 地域包括支援センターが地域包括ケアの拠点としての機能を発揮できるよう、センターの機能強化に向けた区市町村の取組を支援されたい。
- (12) 高齢者の熱中症リスクを高める要因の一つである電力不足や節電については、先行きが不透明な状況であるため、戸別訪問や猛暑避難場所（シェル

- タ一）の設置など、区市町村の取組を支援されたい。
- (13) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターについては、中期目標に基づき、着実に事業を推進されたい。
- (14) 経済連携協定（EPA）に基づいて受入をしている外国人介護福祉士候補者に対し、国際協力の観点から、社会福祉施設等と連携し、今後も受入支援に取り組まれたい。
- (15) 介護保険施設等において、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、介護人材の確保・育成を支援されたい。
- (16) 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実に取り組まれたい。
- (17) 平成24年度に限り取り崩すこととなった財政安定化基金のうち、東京都分については、中長期的な視点に立って活用を図られたい。
- (18) 介護サービス情報の公表制度においては、利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法とともに、事業者にとっても過重な負担とならないよう、配慮すること。

2 子育て環境の整備

- (1) 区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する子供家庭支援施策について包括補助により支援されたい。
- (2) 東日本大震災で得た教訓を踏まえ、区市町村における保育所等の防災対策など、子供と子育て家庭に対する安全安心確保を図られたい。
- (3) 保育所の待機児童の解消と質の向上を図るため、保育の実施主体である区市町村、さらには事業者が行う取組を広く柔軟に支援されたい。
- (4) 保育サービスの拡充に向けて、保育人材の確保・育成・定着を図る必要があるため、保育士等の就職支援や資格取得支援、保育従事職員の宿舎借り上げ支援及びキャリアアップ支援などの取組を充実されたい。
- (5) 「子育て応援とうきょう会議」が、官民一体となって社会全体で良好な子育て環境を作り上げる機運を高めていくために必要な支援を講じられたい。
- (6) 社会全体で子育てを支えるため、東京子育て応援基金を活用し、特定非営利活動法人や企業が実施する様々な先駆的、先進的な事業を支援されたい。
- (7) 子ども・子育て支援法に基づく計画の着実な推進を図られたい。
- (8) 企業等の次世代育成に対する取組を支援するとともに、仕事と子育ての両立支援に対する事業主の意識付けを図るため、事業所内保育への支援を行われたい。また、区市町村が企業等と連携し事業所内保育の定員の一部を活

用して待機児童解消を図る取組に対して支援を行われたい。

- (9) 教育・保育ニーズの多様化に対応するため、就学前の教育・保育を一体的にとらえ、一貫して提供する認定こども園の設置促進を図られたい。
- (10) 多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、大都市の特性に合わせた都独自の基準による認証保育所を推進するとともに、小規模保育や家庭的保育事業の充実を図られたい。また、広域的な保育所利用を可能とするため送迎ステーションを設置する区市町村の取組に対して支援を行われたい。
- (11) 認証保育所等の質の確保・向上を図るための取組を充実されたい。
- (12) 保育所等の耐震化を一層推進するため、改修及び改築に際して必要となる仮設設置の土地借料や、保育施設の非構造部材の耐震化について、事業者への支援を図られたい。
- (13) 病児・病後児保育を促進するため、地域の資源を活用したネットワークづくりや病児・病後児保育施設を活用した地域支援、地域の保育施設と連携したお迎えサービスや自治体間の広域利用による児童の受入など、病児保育事業のサービス向上に向けた区市町村の取組を支援されたい。
- (14) 学童クラブについては、都民のニーズに応える都型学童クラブ事業などにより区市町村の取組を支援されたい。
- (15) 児童相談所において、児童虐待相談に的確に対応していくため、児童福祉司など専門職員の増員を図るとともに、区市町村や保健分野との効果的な連携の推進など、児童相談所の体制を強化されたい。
また、「子供家庭総合センター」において、福祉・警察・教育の各相談機関の連携による相談機能の向上を図り、次代を担う子供とその家庭への総合的・専門的な支援を行われたい。
- (16) 医療機関における虐待対応力を強化し、児童虐待への早期発見・早期対応を行うため、医療機関における院内虐待対策委員会の立上げを促進するとともに、医療従事者の資質向上のための研修を積極的に行われたい。
- (17) 社会的養護が必要な子供について、虐待を受けたことのある子供や情緒障害等の重層的な問題を抱えた子供が増加している。これらの児童に対して、手厚い支援を行う専門機能強化型児童養護施設の拡充を図られたい。また、民間児童養護施設での受け入れが困難な、虐待による重篤な症状を持つ児童をケアするための体制整備を進められたい。
- (18) 家庭的養護を推進していくため、児童養護施設が施設の小規模化を図り、グループホームの設置を進めるにあたり、職員の人材育成や児童の支援体制を強化するための体制整備の充実を図られたい。

- (19) 養育家庭委託等を促進するため、乳児院の専門性を活用した支援体制を整備するとともに、委託後の子供たちが健やかに成長できるよう、状況把握や手厚いサポートを行うため、里親支援機関事業の充実を図られたい。
- (20) 養育家庭、グループホームと並ぶ家庭的養護の一形態である、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、質の確保を図りつつ、設置を促進するため、支援の充実を図られたい。
- (21) 児童養護施設等で育つ児童への自立支援を強化するとともに、施設を退所した児童が共同生活を営む場である自立援助ホームの設置を促進し、就労定着支援の充実を図るなど、より一層児童の社会的自立を促進されたい。
- (22) 児童養護施設等において、児童虐待や発達障害等の課題を持つ児童や大学進学を希望する児童が増加するなど、施設に求められる取組が時代とともに変化していることから、施設が入所児童の状況に合わせた取組を行えるよう支援の充実を図られたい。
- (23) 常時医療・看護が必要となる乳児の社会的養護における受け入れ体制を強化するため、乳児院の医療体制整備を図られたい。
- (24) 被措置児童等への虐待防止・対応等、権利擁護に関する取組を強化されたい。
- (25) 身近な相談窓口としての区市町村の子育て支援の機能を更に高めるため、「先駆型子供家庭支援センター」の設置を促進するとともに、人材育成の充実や機能強化を図られたい。
- (26) 地域における子供と家庭の支援を充実するため、パートタイム勤務等保護者の就業形態の多様化に対応する定期利用保育事業や、通院、介護、その他理由を問わないで利用できる一時預かり事業の促進を図られたい。
- (27) 虐待を受けた子供や非行の子供などをはじめとする要保護児童をできるだけ早く発見し、適切に保護するため、「東京都要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関・団体との連携を強化していくとともに、区市町村における同協議会の設置促進を図られたい。また、児童虐待防止に向けた普及啓発の取組の充実を図られたい。
- (28) 区市町村が地域の実情に応じて、ひとり親家庭に対する柔軟な支援施策を展開できるよう支援されたい。
- (29) 女性相談センターの一時保護利用者の支援の充実を図り、配偶者からの暴力被害者のニーズに応えるための施策の充実を図られたい。
- (30) 地域の子育て支援の一層の拡充を図るため、地域子育て支援拠点の整備を促進するとともに、利用者支援や地域支援の実施など機能強化を図る区市

町村の取組を支援されたい。

- (31) 育児不安の軽減や子供の心の安らかな発達の促進を支援するため、電話相談（小児救急電話相談）や母子保健研修など子育て支援体制の充実に努められたい。
- (32) 全ての子育て家庭に対し、妊娠期から出産・子育て期まで専門職による切れ目のない支援を行う出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）の促進を図られたい。
- (33) 出産・子育てを望む家庭への支援のため、特定不妊治療に要する費用の助成の充実を図られたい。
- (34) 福祉・保健・医療の連携により、周産期から乳幼児期を通じ、地域全体で、要支援家庭に対し、子育て支援等の適切な支援を行い、児童虐待の発生予防・早期発見を図られたい。

3 障害者の自立生活への支援

- (1) 障害者が、地域で自分のライフスタイルに合った暮らし方が選べるよう、障害者（児）施策の一層の推進を図られたい。
- (2) 障害者総合支援法について、利用者への都独自の負担軽減策の実施や、事業者への制度の周知など、法の円滑な実施に際して必要な措置を講じられたい。
- (3) 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児に対する補聴器購入費用等の公的助成制度を実施されたい。
- (4) 障害への理解を促進するため、広く都民に対して普及啓発を実施とともに、障害者差別解消法の施行を踏まえ、必要な体制整備や普及啓発を行うこと。

また、義足や人工関節を使用している方、内部障害者や難病の方など外見から援助や配慮を必要としていることがわからない方が、「ヘルプマーク」により周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう普及啓発を図ること。

- (5) 企業による社会貢献活動との連携を促進し、障害者の社会参加を一層推進されたい。
- (6) 知的障害者に対する就労支援のかなめとして大きな実績を上げてきた通勤寮の機能の継続を図られたい。
- (7) 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、障害者が安心して生活できるような基盤整備を着実に実施するとともに、特別助成を平成29

年度まで継続すること。

また、借地を活用し施設の整備を行う事業者への借地料の支援を図られたい。

(8) 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害者分野の地域福祉サービスに取り組めるよう、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の充実を図られたい。

(9) 入所施設に対し、施設入所者を地域移行に結びつけるための支援を行うとともに、障害者が、入所施設から希望する地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等への移行後の相談援助等に対する支援等を通じて、地域生活移行の推進を図られたい。

また、グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援すること。

(10) 障害者が可能な限り地域で自立して生活できるよう、株式会社等多様な事業者の参入促進などにより、知的障害者の地域における生活の場であるグループホームの設置促進を図られたい。あわせて、地域のグループホーム間の連携を強化し、障害者に対する援助の質の向上を図られたい。

(11) 障害者が、地域において安全に暮らしていくよう生活の場であるグループホームの防災対策への支援の充実を図られたい。

(12) 障害者（児）施設における防犯対策への支援の充実を図られたい。

(13) 就労支援機関の雇用導入期の企業へのアプローチやマッチング等のスキル向上のための支援や障害者雇用の実現に向けたステップアップとなる実習事業による就労支援機関と企業間の連携強化を行うことにより、障害者の就労支援策の充実を図られたい。

(14) 就労支援協議会において関係各局や民間企業などとの連携を強化し、障害者の一般就労を推進されたい。

(15) 就労継続支援事業所等の工賃水準の向上に対する一層の支援を図られたい。

また、受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する支援や自主製品の普及・販売促進のための支援を実施するとともに、広域的な共同受注の促進を図られたい。

(16) 「障害者（児）ショートステイ事業」や「ホームヘルプサービス事業」の拡充、特にショートステイの開設準備経費等への補助など、在宅の障害者（児）の援護対策を充実されたい。

(17) 現行の障害者施策では十分に対応できていない発達障害に対して、関係機関の連携や支援機関に従事する専門的人材の育成、家族への支援など地域

における発達障害者支援体制の確立に向け、体制の充実を図られたい。

- (18) 高次脳機能障害者への支援を行うため、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ること。
- (19) 障害者に対する情報バリアフリー化を図り、IT利用を促進するため、障害者のためのIT講習会・ITサポーターの派遣等を行うサポート事業を推進されたい。また、ITを活用した遠隔手話等のサービスの都内普及のための検討を行われたい。
- (20) ヘレン・ケラー学院の東京都委託生の事業の継続を図られたい。
- (21) 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制整備などを図られたい。
- (22) 在宅の障害児支援の充実を図るため、児童発達支援センターの設置促進を図られたい。
- (23) 在宅の重症心身障害児（者）への療育支援を充実されたい。また、重症心身障害児（者）施設で働く看護師の安定確保のため、看護師の育成や配置を支援する取組を実施されたい。
- (24) 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、「医療型」通所事業を拡充するとともに、身体障害者及び知的障害者通所施設を活用した「地域施設活用型」通所事業の実施を推進し、また、適切な療育環境を確保するため、区市町村に対する支援を図られたい。
- (25) 在宅の重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケアを実施している区市町村の支援を図られたい。
- (26) 心身障害児（者）施策を更に充実させるため、都立児童福祉施設の効率的で質の高い療育サービスが提供できる運営形態の早期実施を目指されたい。
- (27) 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう体制の整備を図られたい。
- (28) 施設の老朽化・狭隘化が著しい府中療育センターについては、府中キャンパス全体の整備計画の中で、総合的な療育ニーズに対応するための改築整備を着実に進められたい。
- (29) 精神科救急医療体制について、全ての急性期患者が病状に合わせた適切な医療を速やかに受けられるよう、今後とも施策の充実に努められたい。
- (30) 老人性認知症精神科病棟に対する運営費補助を引き続き実施するとともに、民間精神科病院における患者の療養環境改善のための施設整備補助事業の充実を図られたい。
- (31) グループホームの整備や、就労支援など精神障害者の福祉施策を拡充し、

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るための施策を推進されたい。

- (32) 精神障害者の自立と社会参加を促進し、精神障害者福祉の向上を図るために、精神障害者保健福祉手帳による支援策が講じられるよう関係機関へ働きかけられたい。
- (33) 薬物依存者やその家族に対して、相談から専門医療及び社会復帰までの総合的な支援体制を整備されたい。
- (34) 長期入院患者が地域で自立して生活できるよう、円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関における退院支援のための精神保健福祉士の配置促進、精神科医療機関と地域との相互理解及び地域援助事業者等との連携強化の推進により、地域での対応力の強化を図り、病院から地域への円滑な移行を促進されたい。
- (35) 身近な地域において、精神障害者が治療を継続し、安心して地域で生活していくよう、区市町村等と連携した訪問型支援の実施や精神疾患に関する地域医療連携体制の整備など、地域精神科医療の仕組みづくりを行うこと。
- (36) 精神科医療と一般救急との円滑な連携の構築や、精神身体合併症患者ができる限り地域で受け入れられるようにするため、地域の精神科医療機関の相談、受入体制を整備されたい。
- (37) 大規模災害等の緊急時において、専門的なこころのケアが迅速かつ円滑に行われるよう体制の整備を図られたい。

4 医療提供体制の整備

- (1) 平成24年度に改定を行った東京都保健医療計画に基づき、包括的な保健医療体制の構築に向けて、着実な推進に努められたい。
- (2) 公立病院運営費補助について、病院の経営改革の取組を促進するため、引き続き現行制度による運営支援を行うとともに、公立病院の医療機能の強化のため、施設整備への補助を充実されたい。
- (3) 民間医療機関の療養環境の改善等を図るため、医療施設近代化施設整備費補助の充実を図られたい。
- (4) 患者が症状に応じた適切な医療を切れ目なく受けることができるよう、限られた医療資源の中で、脳卒中や糖尿病など、疾病ごとに医療機関の機能分担と連携を推進し、医療連携体制の構築を図られたい。
- (5) 脳卒中などの疾病について、急性期医療を終えた後も医学的な管理が必要な患者が安心して療養することができるよう、その円滑な連携に必要な回

復期リハビリテーション病床等の確保に努められたい。また、地域医療構想に基づき地域で不足する医療機能等の充足に向けて、病床機能の転換・増床を検討・実施する医療機関に対して、施設整備に要する経費の助成に加え、経営面や機能面等、多角的な転換支援策の充実を図られたい。

- (6) 医療機関間の連携を推進するため、ICT を活用して情報共有に取り組む医療機関に対する支援の充実を図られたい。
- (7) 自宅での療養生活を希望する患者が安心して療養生活を送れるよう、区市町村における在宅療養への取組の支援や、病院・在宅療養の多職種のスタッフの連携の構築、在宅医・訪問看護ステーションの連携促進など、在宅療養の充実を図られたい。
- (8) がん周術期の患者などに対する口腔ケアの普及によって、口腔内合併症の予防や生活の質の向上を図るとともに、より専門的な知識を有する人材の育成に努められたい。また、在宅歯科診療に必要な設備整備など在宅歯科医療の確保を図られたい。
- (9) 平成24年度に改定を行った「東京都がん対策推進計画」に基づき、今後の高齢化の進展によるがん患者の増加を見据えた、がん対策の一層の充実を図るとともに、小児がん対策、がん患者の就労、がん患者の在宅移行等、新たな課題に対応する施策の強化を図られたい。
- (10) 医療機関情報システムにより、都民が医療機関の選択に必要とする情報提供の充実を図るとともに、都民の医療に関する理解促進に努められたい。
- (11) 医療と介護の一層の連携を進めるため、地域リハビリテーション支援センターを中心とした地域でのリハビリテーション体制の構築や、介護リハビリテーションとの連携を強化するとともに、東京都リハビリテーション病院の機能強化など、リハビリテーション提供体制等の充実を図られたい。
- (12) 安全・安心な医療提供体制を確保するため、院内感染の発生及び拡大防止に向けた各病院の取組を支援されたい。
- (13) 高齢化の進展など、社会構造の変化に伴い今後一層の増加が見込まれる救急搬送に対応するため、東京都指定二次救急医療機関の確保や、東京都地域救急医療センターの充実に努めるとともに、高齢者や入院患者等の病態に合った搬送体制を含む二次救急医療体制の強化を図られたい。
- また、救急医療機関の入院患者等の在宅移行支援を行うとともに、在宅療養患者等の容態急変等にも対応可能な、地域における医療体制の構築を進められたい。
- (14) 救命救急センター等に対する運営費・整備費補助の充実を図られたい。

- (15) 小児初期救急については、実施主体である区市町村が、地域の実情に即して効果的に取り組めるよう支援を充実し、都内全域での診療体制を整備されたい。また、小児二次救急医療体制については、引き続き確保に努めるとともに、救急外来において緊急性の高い小児救急患者を迅速かつ適切に治療につなげるため、トリアージシステムの導入・普及に努められたい。
- (16) 救命救急センターとの連携により、重篤な小児救急患者を迅速に受入れ、治療を行う「こども救命センター」の安定的運用に努め、小児三次救急医療体制を強化されたい。また、こども救命センターからの退院を支援するコーディネーターの配置拡充を図り、住みなれた地域での療養生活の実現を支援されたい。
- (17) 限られた小児医療資源を効果的・効率的に活用するため、こども救命センターを中心とした一次から三次までの医療機関相互のネットワークを構築されたい。
- (18) 引き続きN I C Uを320床確保するとともに、地域周産期母子医療センターにM F I C Uを整備するなど、周産期医療体制の一層の充実に努められたい。
- (19) 24時間365日体制で、母体救命対応が必要な妊産褥婦を必ず受け入れ治療を行う「スーパー総合周産期センター」や、都内全域を対象に搬送調整を行う「周産期搬送コーディネーター」の安定運営に努められたい。
- (20) N I C UやG C Uに入院する小児患者等の在宅への円滑な移行を進めるため、患者家族が必要な技術・知識を取得する訓練等を行う在宅移行支援病床や、訪問看護事業所と連携した外出・外泊訓練等の取組み、患者家族のレスパイトケアの環境整備を支援されたい。
- (21) 周産期母子医療センターを中心として、リスクに応じた機能分担と連携を図るため、周産期医療ネットワークグループの構築を推進されたい。
- (22) 周産期母子医療センターにおいて、N I C U等の入院期間が長期に渡る小児患者を対象としたコーディネーターを配置し、早期の在宅への移行等を支援するとともに、在宅移行後、地域で安心して療養生活が送れるよう、地域の診療所を始め医療・福祉サービスが連携した支援体制の構築を図られたい。また、小児等在宅医療の推進に向け区市町村が地域の実情に応じた取組が行えるよう支援されたい。
- (23) 一次分娩取扱施設における産科救急対応力の強化を図られたい。
- (24) 周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を強化するための対策を図られたい。

- (25) 「東京都地域防災計画」に基づき、大規模災害時における円滑な医療救護活動を確保するため災害医療コーディネーターを組み入れた広域的な関係機関の連絡体制の強化や、災害拠点病院の体制整備を図るとともに、二次保健医療圏や区市町村など地域における災害時医療体制についても検証、強化する仕組みを支援・構築し、災害時医療体制に万全を期されたい。
- (26) N B C 災害、大規模交通事故等が発生した場合、災害現場に出動し、その場で救命処置を行う災害医療派遣チーム「東京D M A T」を計画的に養成・確保するなど、24時間対応可能な緊急医療体制等の整備に努められたい。
- (27) 東京を訪れる外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人旅行者等への医療情報提供体制の充実を図られたい。
- (28) 確保に困難をきたしている小児科・産科等の医師について、将来にわたって安定的な確保が可能となるよう、「東京都地域医療支援センター」を中心に、都の特性に合った総合的な医師確保対策を講じられたい。
- (29) 多摩・島しょの公立病院・診療所に対し、都が医師を派遣する「東京都地域医療支援ドクター事業」を着実に推進されたい。
- (30) 都内の診療所の医師に対する小児科臨床研修や地域における研修会等の充実を図り、地域の小児医療の更なる強化を図られたい。
- (31) 看護師等養成所の運営費補助を引き続き実施するとともに、看護師修学資金貸付の充実を図るなど、看護職員養成対策の充実を図られたい。
- (32) 看護職員の離職防止・定着を図るため、地域における看護師確保の中心的役割を担う就業協力員を二次保健医療圏ごとに配置し、医療機関の取組を支援するとともに、看護師宿舎及び勤務環境改善の整備費補助や、院内保育施設の運営費補助など、看護職員定着に向けた施策の一層の充実を図られたい。
- (33) 島しょ看護職員の離職防止・定着を図るため、島しょ看護師定着促進事業の一層の充実を図られたい。また、島しょ町村における看護職員の確保策への一層の支援を図られたい。
- (34) ナースバンク事業や、看護職員地域就業支援病院における復職支援研修など、看護職員再就業対策の充実を図られたい。
- (35) 看護職員が定年後も引き続き看護職員として様々な施設で働き続けることができるよう、再就業の支援を推進されたい。
- (36) 准看護師の看護師資格取得のための通信教育への支援を推進されたい。
- (37) 経済連携協定（E P A）に基づいて受け入れる予定である外国人看護師に対し、国際協力の観点から、都内医療機関及び看護師養成所と連携し、受

入支援を推進されたい。

- (38) 柔道整復師委託講習会に対し、適切な助成をされたい。
- (39) 歯科技工士及び歯科衛生士委託講習会に対し、適切な助成をされたい。
- (40) 専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上のため、看護外来相談開設を促進されたい。

5 都民の総合的な保健サービスの向上

- (1) 都保健所においては、地域における保健衛生行政の中核機関として、地域保健医療の企画・調整や健康危機管理など、広域的、専門的、技術的機能の一層の強化を図られたい。
- (2) 区市町村が地域の実情に応じて主体的に保健医療サービスに取り組めるよう、区市町村包括補助事業をはじめ現行の補助制度の充実を図られたい。
- (3) 特定給食施設栄養改善普及事業の充実を図られたい。
- (4) 都民の健康寿命の延伸に向け、「東京都健康推進プラン21（第二次）」に基づき、地域の実情に合わせた区市町村等の自主的な取組への支援を図るとともに、都としても効果的な施策に取り組まれたい。
また、その取組の一層の充実を図るため、それを担う人材の育成を推進されたい。
- (5) 未成年者や妊婦に対する喫煙防止対策や、喫煙と健康についての正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、健康増進法に規定された受動喫煙防止の推進に努められたい。
- (6) 健康増進法に基づき区市町村が行う各種健康増進事業の一層の充実・強化を図られたい。
- (7) ウィルス性肝炎について、医療費助成の拡充など、早期発見・早期治療に向けた予防から治療までの総合的な施策を強化・推進されたい。
- (8) 自殺を社会全体での取組が必要な課題と捉え、自殺念慮・未遂者への危機介入や遺族への支援、自殺問題に関する理解促進を目指した普及啓発活動など、自殺対策の総合的な取組を推進されたい。
- (9) 区市町村や職域のがん検診の実施を促進するとともに、検診に従事する人材の能力向上や普及啓発の強化を通じて、検診の受診促進を図られたい。
- (10) 難病認定対象疾病の拡大を、引き続き国に働きかけるとともに、都独自の難病医療費助成について適切に対応されたい。
- (11) 在宅難病患者のための人材養成や訪問看護事業、一時入院事業の充実、全ての難病患者に対する難病医療ネットワークの構築を図られたい。

- (12) 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う「難病相談・支援センター」について、相談体制の強化など充実を図られたい。また、難病患者に対し、就労を始めとした生活面の支援の充実を図られたい。
- (13) 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時要配慮者対策を進めること。併せて、災害等の停電時における安全確保のため、人工呼吸器の電源確保を図ること。
- (14) 臓器移植の普及啓発活動の一層の充実と、骨髓提供希望登録者数増加のための施策の推進を図られたい。
- (15) 介護保険利用等助成事業の推進等、原爆被爆者対策の充実を図られたい。
- (16) 東友会に委託している被爆者の健康指導事業について、より一層の充実を図られたい。
- (17) 特別区及び市町村国民健康保険事業の健全な運営を確保するための適切な助成を行うとともに、都財政調整交付金の交付により、適切な財政調整を図られたい。
- (18) 国民健康保険組合に対する助成については、国民健康保険組合ごとの財政状況を勘案し、適切な助成策を講じられたい。
- (19) 広域連合が実施する後期高齢者に対する健康診査に対し、引き続き必要な予算措置を講じられたい。
- (20) 平成20年度から保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導について、区市町村国民健康保険との均衡も考慮し、国民健康保険組合についても、引き続き必要な予算措置を講じられたい。
- (21) 区市町村の保険料（税）収納率向上に向けた取組を総合的に支援するため、都財政調整交付金を活用するなど、支援策の充実を図られたい。

6 多様化する健康危機への機敏な対応

- (1) 食品の安全に関する各種情報の収集や、広域流通食品・輸入食品に対する監視・検査体制を強化し、食品による健康被害を未然に防止するための対策を充実されたい。また、食品表示の適正化の推進や都内流通食品等の食品中の放射性物質のモニタリング検査を継続されたい。
- (2) 食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供を推進するとともに、都民・事業者・行政の間でのリスクコミュニケーションの充実を図り、都民の食に対する安心・信頼の確立に努められたい。また、引き続き外国人に向けた情報提供の充実にも努められたい。

- (3) 食品衛生推進員制度や食品衛生自主管理認証制度など、事業者の自主管理に対する積極的な取組を促進するための施策を充実されたい。
- (4) 食品安全条例に基づき、生産から消費に至るすべての段階で関係局が一層連携し、食品の安全確保に努められたい。また、その運用にあたっては、危害の未然防止とともに事業者の過剰な負担とならないよう配慮されたい。
- (5) 乱用が懸念される薬物の監視強化及び青少年を対象とした普及啓発の強化など、薬物乱用防止対策の充実を図られたい。
- (6) 都民の健康と安全を確保するため、インターネットによる危険ドラッグの流通実態の把握に努めるとともに、海外流行製品を含めた規制・監視の強化を図られたい。また、警視庁や国と連携した指導・取締りの強化に加え、主に若者を対象として、有害性を広く普及啓発する等、危険ドラッグ根絶に向けた総合的な対策を推進されたい。
- (7) 薬局の夜間・休日対応をはじめ、薬局機能に関する情報提供の充実を図るとともに、薬剤師に対する講習会の内容を拡充し、健康相談に幅広く対応するなど、医薬分業の質的向上を図られたい。
- (8) 医療事故防止のため、医療機関における医薬品や医療機器の安全確保対策の充実を図られたい。
- (9) 健康食品による健康被害の未然防止を徹底するため、都民への普及啓発及び事業者指導の充実を図られたい。
- (10) 飲用水の安定確保や衛生管理の向上のため、クリプトスパリジウムなどの病原性原虫対策を含めた簡易水道事業等の基盤強化のための施策を推進されたい。
- (11) ダイオキシン類などの有害化学物質対策に的確に対応するため、健康影響調査等の充実強化に努められたい。また、食品中の化学物質に関する実態調査を引き続き実施されたい。
- (12) 環境中の放射線モニタリングを継続するとともに、都民に対しわかりやすく情報提供するなど、引き続き都民の放射能に対する不安解消を図られたい。
- (13) アレルギー対策基本法の施行を踏まえ、アレルギー疾患に関する治療や自己管理に係る情報提供の充実、緊急時対応のための体制整備等、施策の充実を図られたい。また、花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図られたい。
- (14) 動物愛護精神の涵養や適正飼養等に係る普及啓発、飼い主のいない猫対策を推進するとともに、保護した動物の新たな飼い主への譲渡を拡大し、動

物の殺処分ゼロを早期に実現するための施策の充実を図られたい。また、動物愛護管理施策の中核を担う動物愛護相談センターの機能の強化を図られたい。

- (15) 麻しんの排除状態を維持し、また、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防止するため、引き続き麻しん、風しん患者の発生動向等情報の把握や関係者への情報の提供を行うとともに、予防接種率の向上並びにワクチンの安定的供給に向けた取組を進められたい。
- (16) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、新型インフルエンザ、エボラ出血熱やデング熱などの新興・再興感染症への対策を強化し、感染症等の異常な発生の早期探知、迅速な対応を可能とする仕組みの構築に取り組まれたい。
- (17) 新型インフルエンザの発生に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画及び都行動計画を踏まえた抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄や、地域における医療連携体制の確保に努めるなど、対策を充実・強化されたい。
- (18) エイズ患者・HIV感染者が増加している現状を踏まえ、まん延防止のため、普及啓発活動や相談検診体制の強化を図るとともに、医療体制の確保や医療従事者の研修、療養支援体制の確保など、各種施策を積極的に展開されたい。
- (19) 結核病床が急激に減少する状況において、結核医療が行政的医療であることを踏まえ、医療体制を確保するための方策を講じるとともに、結核罹患率の改善に向け、感染予防の取組を強化されたい。
- (20) 現在定期予防接種化が検討されているワクチンについて早期に具体的な計画を明らかにするとともに、継続的・安定的に接種を行うための必要な財源確保を行うよう、国へ働きかけを行われたい。
- (21) 健康安全研究センターについて、新たな感染症の脅威・不正薬物の乱用・頻発する食品危機など様々な健康危機への対応を着実に進められたい。また、試験検査の充実強化や調査・研究の積極的推進、情報の収集解析及び発信機能の強化を図られたい。
- (22) 大気汚染医療費助成制度の運用にあたっては、引き続き患者の方々への影響に十分配慮されたい。
- (23) がんに対する都民の健康不安を解消するため、これまでに開発されたがん診断の基盤技術を応用し、各種がんの診断薬、医療機器の実用化に向けた研究を進められたい。

7 新たな福祉の推進

- (1) 多様なサービスの提供主体の参入を図り、競い合いを通じて質の高いサービスを提供するとともに、利用者保護・支援などにより、誰もが安心してサービス選択、利用ができるよう努められたい。
- (2) 福祉サービス利用者が、安心して、多様なサービスの中から必要なサービスを主体的に選択できるよう、「福祉サービス第三者評価システム」や「福祉情報総合ネットワーク」の推進に努められたい。

また、福祉サービス利用者等への総合的な支援の充実のために「福祉サービス総合支援事業」を推進されたい。
- (3) 成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の運営を支援するとともに、制度の普及・定着に必要な事業を推進されたい。
- (4) 「福祉のまちづくり」を推進するため、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーや、思いやりの心の醸成を目的とした心のバリアフリーに係る取組、住民参加による建築物や公園等の点検・改修等を行う区市町村に対して支援するとともに、積極的な普及啓発に取り組まれたい。
- (5) 福祉人材の確保に向けては、仕事の魅力ややりがいを積極的にPRとともに、働きやすい職場環境づくりに向け、事業者の取組を支援されたい。また、福祉人材の育成にあたっては、政策目標達成のために緊急に取り組むべき事業の着実な推進を図るとともに、事業者が自らの責任で主体的に従事者の育成に取り組めるよう支援されたい。
- (6) 民間社会福祉施設サービス推進費補助について、施設の実態を把握し、都民ニーズに対応した補助制度とするよう配慮されたい。
- (7) 都民の安心の支えとなる社会福祉施設については、入所者等の安全確保につながる施設の耐震化について、補助事業の実施期間を十分に確保することを含め、事業者への積極的な支援を図られたい。
- (8) 老朽化した社会福祉施設等の建て替えを促進するため、さらなる都有地活用を推進すること。
- (9) 利用者の安心の確保のため、社会福祉法人が運営する施設・事業所に対する指導検査について、区市の取組を支援されたい。
- (10) 全ての社会福祉法人が、新たな社会福祉法人制度に適切に対応できるよう、法人役員の機能強化や財務規律の強化等、法人の取組を支援されたい。

8 生活福祉施策の推進

- (1) 区市町村が地域のニーズに応じ、柔軟に在宅サービス等の事業を推進するための「地域福祉推進事業補助」を促進し、区市町村による地域福祉推進を支援されたい。
- (2) 地域の中で民生委員・児童委員の活動に協力できる人材を確保し、地域福祉力の向上を図るための取組を推進されたい。
- (3) 被保護者の抱える問題の複雑化・困難化等に対応できるよう福祉事務所の体制強化に関して必要な措置を講じるよう国に強く要請すること。
- (4) 路上生活者が自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう、路上生活者対策事業について着実な推進を図られたい。
- (5) 東京都戦没者靈苑事業及び戦争犠牲者の慰靈巡回助成事業の拡充を図られたい。
- (6) 保険医等講習事務委託事業の充実を図られたい。
- (7) 低所得者・離職者等に対して、生活・住居・就労相談等の施策を実施するとともに、生活困窮者自立支援法の主体となる区市の取組を支援すること。
- (8) 矯正施設退所予定者のうち、高齢であり又は障害を抱え自立が困難な者等に対して、出所後ただちに福祉サービスにつなげることを目的とする地域生活定着促進事業を推進し、矯正施設退所者の社会復帰を支援すること。

病院経営本部関係

1 医療の質の向上と良質な患者サービスの提供

- (1) 都民の医療ニーズを的確に見据えながら、「患者中心の医療」の実現と、高水準で専門的な医療を幅広く都民に提供できる体制を構築するため、都立病院改革を着実に推進すること。また、東京都地域医療構想を踏まえ、都立病院が担うべき医療を検討し、次期中期計画を策定すること。
- (2) 多摩地域の医療水準を向上させるため、医療拠点である多摩メディカル・キャンパスにおいて医療機能の強化を図るほか、リハビリテーション医療など多摩地域に不足する医療や、がんなど今後増加が見込まれる医療に対する提供体制を充実させるとともに、難病患者への対応についてもさらに強化を図ること。また、災害時の医療提供体制を抜本的に強化するため、専門的な見地からの意見も踏まえ、基幹災害拠点病院である広尾病院の改築・整備を進めること。
- (3) 小児三次救急を担う小児総合医療センターと、地域の小児医療の中核を担う小児二次救急医療施設間において、引き続き、情報システムの活用による情報共有や診療支援など効率的な施設間連携を推進するとともに、重症患者の受入機能の強化を図るなど、多摩地域の小児医療体制の一層の充実を図ること。
- (4) 松沢病院で認知症疾患医療センターの着実な運営を行うほか、患者の社会復帰を一層支援するなど精神科医療の充実を図ること。
- (5) オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、今後増加が見込まれる都内に居住・滞在する外国人に対して安全・安心の医療を提供できるよう、引き続き環境整備を進めていくこと。
- (6) 患者の療養生活を総合的に支援していくため、全都立病院に設置した「患者支援センター」において、各病院の医療機能や実情に応じて、地域との連携を図りながら、円滑な転・退院や在宅移行に向けた相談支援機能を強化していくこと。
- (7) 子育て世帯の共働きが増加する中、子供が急病の際にも安心して預けられる環境の充実を図るため、小児総合医療センターなど小児科のある都立病院において医療資源を活用し、病児・病後児保育の実施に向けた取り組みを進めていくこと。

2 医療を担う人材の育成と資質の向上

- (1) 急性期医療、高度・専門医療に積極的に取り組み、安定的で良質な医療サービスを提供していくため、「東京医師アカデミー」により次代を担う若手医師の確保・育成を図ること。また、指導・研修体制を一層充実させ、臨床を重視した患者本位の医療を提供できる質の高い若手医師を育成すること。
- (2) 「東京看護アカデミー」によるキャリア開発を支援する仕組みをさらに充実させることで、質の高い看護職員の確保、育成及び定着を図ること。
- (3) 医師の業務負担軽減を図るなど、働きやすい勤務環境を整備するとともに、職務住宅の確保や採用活動の推進、や各種研修事業の充実により、引き続き医療人材の確保、育成及び定着を図ること。

3 危機管理体制の強化

- (1) 新型インフルエンザやエボラ出血熱などの新興感染症の発生に備え、都民が安心できる医療提供体制を確保するため、医療資器材等の保管・配達体制を確保すること。
- (2) 患者の個人情報など重要な情報を保護するために、強固な情報セキュリティ環境の構築を図ること。

4 経営力の強化

都立病院が、今後も安定的・継続的に行政的医療を提供していくために、収益力の強化や経営分析力の向上のための取組を行い、強固な経営基盤の構築に努めること。

5 公社病院等の運営

- (1) 公益財団法人東京都保健医療公社病院は、地域の中核病院として他の医療機関や都立病院との緊密な連携を推進するとともに、東京都地域医療構想を踏まえ、住民が必要とする地域医療の充実に努めること。
- (2) 医師、看護師の確保・定着に努めるとともに、収益の確保や費用の節減などによる安定的な経営基盤を確立すること。
- (3) 公社病院は、災害拠点病院として中心的な役割を果たせるよう、関係機関との連携を強化するとともに、災害対応能力の一層の向上に努めること。

産業労働局関係

1 中小企業・金融対策

- (1) 我が国の経済は緩やかな回復基調にあるものの、中小企業の隅々まではしっかりと行き渡っておらず、未だ厳しい経営環境から抜け出せない事業者も多い状況にある。こうした中、中小企業の資金繰りに支障をきたすことがないよう、制度融資の預託金や信用保証料補助等について引き続き十分な規模を確保し、経営改善に積極的に取り組む中小企業の資金調達を促進するよう支援を拡充されたい。
- (2) 中小零細企業者に対する地域の金融機関と連携した新たな金融支援策について、利用者の資金需要に確実に応えられるよう十分な規模を確保されたい。
- (3) 中小企業が多様な手段により資金調達を行うことができるよう、売掛金や機械設備などの動産を幅広く担保として活用するA B L制度について、さらに普及促進を図られたい。
- (4) 女性、若者、高齢者などがそれぞれの地域社会で起業を行う場合の資金確保を強力に後押しする創業支援制度の更なる利用促進を図られたい。
- (5) 地域の小規模企業が安定的に事業を継続し、新事業に前向きに取り組めるよう、商工会議所等に設置している支援拠点を核として、関係機関との連携のもと支援の充実を図られたい。また、商工会・商工会議所が主体となって行う地域の魅力発信の取組を強化されたい。さらに、高度化・複雑化する企業の経営課題に対応するため、経営診断から短期・中長期の課題解決まで専門家がきめ細かく支援する仕組みを拡充されたい。
- (6) 経営基盤の一層の強化に向け、展示会出展等に対する助成規模を拡大するなど、受注機会の確保に向けた取組に対して積極的な支援策を講じられたい。また、メディアを通じて消費者に直接製品を届ける取引など、中小企業の販路開拓の新たな取組への支援を充実されたい。
- (7) 円安の進展等による原材料価格上昇に直面する中、取引上の地位を利用した不当な利益侵害を中小企業が被らないよう、下請企業対策の充実に引き続き取り組まれたい。
- (8) 大型店の出店、消費者ニーズの多様化、商店主の高齢化など、商店街を取り巻く環境が大きく変化する中、商店街自らが知恵を絞り、将来を見据えた新たな取組を展開できるよう、専門家を活用した新たな支援に取り組まれたい。

- (9) 買物の場のみならず、地域コミュニティの核として重要な役割を果たす商店街が、地域社会の様々な課題解決に貢献しながら発展できるよう、「新・元気を出せ！商店街事業」の充実を図られたい。また、環境、防災・防犯への対応や、買物弱者対策などの取組に加え、観光・インバウンドといった新たな政策課題にも対応できるよう支援の充実を図られたい。
- (10) 地域の賑わいづくりやまちの活性化など、商店街の取組を一過性のものとせず、地域の中に根付かせていくため、商店街が地域団体等と連携して実施する取組への支援を充実されたい。
- (11) 商店街における担い手不足の解消に向け、後継者の育成や新規開業者への支援を強化されたい。
- (12) 多摩の中小企業が、先端技術を有する企業や大学、研究機関が多数集積する地域のポテンシャルを活かし、成長が期待される分野において、より高いレベルの技術開発・製品開発に取り組むことができるよう、最新の技術動向を踏まえ連携環境の充実を図られたい。
- (13) 多摩地域は、高度な技術基盤を有する中小企業の集積があることに加えて、大学や研究機関が多く立地しており、新製品や新技术を生み出すことのできる可能性を持っていることから、広域的産業交流の中核機能を担う産業交流拠点の八王子市への整備を着実に進められたい。
- (14) 多摩地域での大規模な生産工場の都外への転出により、その周辺地域の中小企業の集積が崩れることがないよう、多摩と区部を含めた工場の移転や改修等に対する企業へのサポートに取り組まれたい。また、都内への立地を希望する企業への情報提供体制の整備を進められたい。
- (15) 産業集積の活性化に向け、地域産業の担い手同士の新たなネットワーク形成などを都と区市町村が協力して支援する仕組を着実に推進されたい。
- (16) 優れた技術などを持ちながら後継者不足や過剰債務等により廃業や転業を余儀なくされる中小企業が、実効性の高い事業承継や事業再生などを実現できるよう、中小企業振興公社の支援体制のさらなる充実を図られたい。また、債務の存在等により円滑に事業承継が進まない中小企業への金融面からの支援策を引き続き実施されたい。
- (17) 下請け企業の競争力向上に向け、受注型中小企業が取り組む技術・サービスの高度化・高付加価値化への支援策を拡充されたい。
- (18) 技術の高度化・複雑化が進む中、都内中小企業がものづくりの力を発揮し、新事業分野創出につなげられるよう、大企業等で進むオープンイノベーションを活用した新たな支援策を講じられたい。また、新事業展開を図る中

小企業の知財戦略への支援を充実されたい。

- (19) 市場規模の拡大が見込まれる医療機器産業分野への中小企業の参入促進に向け、マッチングの後押しに加え、今年度開設した支援拠点でのサポートや開発経費の負担軽減策など、さらなる支援の充実を図られたい。また、第四次産業革命ともいえる IoT の潮流を捉え、中小企業が IoT 化や IoT 関連産業への参入を進められる体制を確立されたい。
- (20) 世界的な旅客数の増大により市場の大幅な拡大が見込まれる航空機産業分野への参入に向け、航空機関連の法規制等への対応や品質管理体制の整備などの支援策に引き続き取り組まれるとともに、産業技術研究センターにおける技術支援体制を整備されたい。
- (21) 東京の産業活力を高めるため、製造業はもとより、非製造業を含めた生産性向上や付加価値向上につながる新たな設備投資への支援策を講じられたい。
- (22) 東京の開業率の低迷が産業活性化に向けた大きな課題となっている中、開業率 10 %台の達成に向け、都内の起業・創業を加速度的に促進していくため、創業時の必要経費の補助や創業の場の確保などの支援策に引き続き取り組まれたい。また、成長の新たな担い手である若者をターゲットに、起業家精神の育成やビジネスプランの磨き上げなど、若者の起業を促進するための支援策を拡充するとともに、様々な広報媒体を通じて創業支援策の普及強化を図られたい。
- (23) 創業希望者が減少している現状を踏まえ、潜在的な創業希望者を掘り起こし、確実に起業につなげていくため、創業に関心のある誰もが利用でき、創業を促す様々な支援策をワンストップで利用できる拠点によるサポートを着実に実施されたい。
- (24) ものづくり分野のポテンシャルが高い多摩地域の特性を活かし、ものづくり創業に向けた環境をハード・ソフト両面から整備する仕組みを構築されたい。
- (25) 経済のグローバル化が進展し、海外での販路開拓や事業展開の重要性が高まる中、成長著しいアジア新興国の需要取り込みなど、都内中小企業の販路開拓に対する中小企業振興公社の支援策を充実されたい。特に、タイの支援拠点を中心に ASEAN における現地支援について充実を図られたい。また、海外でのビジネスチャンスのさらなる拡大に向け、海外企業と都内中小企業との交流促進や医療機器をはじめとした海外展示会の出展支援を充実されたい。

- (26) 中小企業の海外展開の実現可能性を一層高めるため、現地調査への支援に取り組むとともに、金融機関と JETRO との連携による支援を拡充されたい。
- (27) 日本のものづくりの原点である伝統工芸をはじめ、ファッショニ産業や日本食、コンテンツ産業など、いわゆる「クールジャパン」産業がより広く海外展開などを進められるよう、積極的な支援策を展開されたい。
- (28) 東京 2020 大会の成功に向け全国自治体や国と一体となった協力体制を構築するとともに、大会を契機とした日本全体の発展のため、オールジャパンの視点に立ち、日本各地と連携した産業振興策を強力に展開されたい。全国の中小企業のビジネスチャンスの拡大に向けて、官公庁や民間企業の発注情報を幅広く提供する「ビジネスチャンス・ナビ」の一層の利用促進を図るとともに、都内企業と全国の企業とのマッチングの機会を数多く創出されたい。
- (29) 東京 2020 大会を見据えた新たな需要獲得に向け、地域の特徴ある資源を活用した中小企業の新ビジネス創出へのきめ細かな支援に取り組まれたい。
- (30) 東日本大震災等における様々な教訓を踏まえ、発災時に中小企業や中小企業団体が事業継続を確保できるよう、業種・業態に応じた効果的なBCP策定を支援するとともに、サイバー攻撃など新たなリスク対応に関する普及啓発や訓練の充実を図られたい。また、こうした危機管理対策に必要な設備導入の負担軽減策を講じられたい。
- (31) 都内各地域の特色ある地場産業が将来にわたり持続して発展していくよう、中小企業団体等が取り組む技術・技能承継に向けた人材育成への支援を継続して行うとともに、新商品開発やブランド価値の向上など、成長に向けた意欲的な事業展開への後押しが業界活性化のモデルケースとなるよう一層の充実を図られたい。

2 観光産業振興対策

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、海外からの東京への観光客のさらなる増加を図るため、観光地としての魅力の発信を強力に進められたい。平昌五輪での PR やテレビ等の媒体を活用した海外向けの発信、世界有数の国際観光都市との相互 PR などにより認知度向上を図られたい。また、それぞれの地域の実情に応じた情報発信に加え、観光消費拡大に向け富裕層に的を絞った戦略的なプロモーションを展開されたい。
- (2) 国際会議や企業系会議などの MICE は、経済波及効果が高く、東京の魅力を国内外に広く発信する絶好の機会となることから、戦略的な取組を進められたい。国や民間など様々な団体と連携して MICE 誘致に取り組む体制

づくり、新たに国際会議や国際イベントを立ち上げ開催を目指す取組への支援策、報奨旅行・企業会議の誘致・開催支援の拡充、開催都市としての魅力を高めるユニークベニューの利用拡大など、海外競合都市との誘致競争を勝ち抜くための施策充実を図られたい。

- (3) 海外競合都市で整備が進む複合施設（ＩＲ施設）と伍していくため、ＭＩＣＥ関連施設が集積する地域の拠点機能の強化を図られたい。特に、ＭＩＣＥ開催効果を都内全体に波及させるため、多摩地域の拠点育成に新たに取り組まれたい。また、会場となるＭＩＣＥ施設の機能強化に向けて、Ｗｉ－Ｆｉやプロジェクターなどの設備導入への支援策を講じられたい。
- (4) ＭＩＣＥ開催で東京を訪れる外国人が東京及び日本各地の多様な魅力に接することができるよう、多摩・島しょの魅力的な資源を生かした観光ツアー・体験メニューの開発や、国内他都市と連携した報奨旅行の誘致に引き続き取り組まれたい。
- (5) 急増する外国人旅行者に快適で満足度の高い滞在環境を提供するため、Ｗｉ－Ｆｉ利用環境やデジタルサイネージなどＩＴを活用した情報提供体制を早期に整備するとともに、観光ボランティアの育成や、区市町村や民間事業者と連携した観光案内窓口等の整備・運営を進められたい。また、都心から多摩地域への誘客促進に向け、観光情報センター機能を持つ拠点の整備を多摩地域で進められたい。
- (6) 外国人旅行者の活発な消費活動は、大きな経済波及効果が期待できることから、Ｗｉ－Ｆｉ環境整備や多言語案内表示、トイレの洋式化など、これまで宿泊施設を対象としたインバウンド対応への支援の範囲拡大を図られたい。また、ＩＣＴ導入等によりサービス向上や集客拡大を図る取組への新たな支援策や観光分野のマネジメント人材の育成などにより、観光事業者の経営力強化を積極的に進められたい。
- (7) ムスリム観光客の受入促進に向けて、事業者への情報提供や専門家の派遣に取り組むとともに、様々な国や地域からの旅行客の多様な文化・習慣について事業者が理解を深める取組も進められたい。
- (8) 外国人旅行者が東京と日本各地の双方を訪れるよう誘致する取組を引き続き進めるとともに、道府県からの提案に応じて共同観光プロモーションを行う取組や関東エリアの世界遺産を巡るルートづくりなど、地方都市と連携した観光振興に一層積極的に取り組まれたい。また、都内の民間大規模イベントでの観光ＰＲ、都庁展望室での全国物産展の開催、都内各地のアンテナショップと連携した取組など、日本各地の魅力に触れる機会の創出に取り組ま

れたい。

- (9) 高齢者や障害者の方々が不便なく安心して都内観光を楽しめるよう、宿泊施設のバリアフリー化を促進するとともに、宿泊施設等の受入事業者の接遇スキル向上や旅行事業者による高齢者・障害者向けツアー造成への支援など、ハード・ソフト両面からバリアフリー観光を進められたい。
- (10) 外国人旅行者の安全・安心確保の徹底に向け、緊急時の問い合わせに対応するコールセンターサービス提供に向けた検討や、宿泊施設における防犯対策や急病人対応、観光事業者の災害対応力向上に向けた支援を展開されたい。
- (11) 地域の観光の中核を担うとともに宿泊容量不足への対応として、旅館の役割の重要性が高まっている中、その魅力向上とブランド確立に向け、地域と連携した旅行者誘致の取組などをサポートする仕組みづくりに取り組まれたい。
- (12) 観光地としての地域の魅力を高めるために、地域の自由な発想と創意工夫をより一層引き出し、特産品や旅行商品等の開発へと結びつける取組を継続して行えるよう支援の拡充を図られたい。景観、伝統・文化、産業、食など、東京における特色ある資源を活かした新たな観光資源の開発への支援について、自治体の枠を超えた広域的な取組や国内外他都市と連携した取組を促進するなど、充実を図られたい。観光資源として高いポテンシャルのある水辺空間、ライトアップ、公共インフラ、アニメ・コンテンツの活用や、ナイトライフを楽しむ観光についても、魅力の開発を重点的に後押しされたい。
- (13) 都内各地域で特色ある観光振興を進めていく上で重要な役割を担う地域の観光団体に対し、人材育成のための支援を行うなど、団体の機能強化や活性化につながる取組を後押しするとともに、新たな団体設立へのサポートを充実されたい。
- (14) 世界から多くの旅行者が訪れる東京2020年大会の開催とその先を見据え、多摩・島しょ地域への誘客・送客の仕組を確立するため、多様なメディアやイベントを通じた集中的なプロモーションの展開や民間事業者を活用した外国人旅行者向け観光ルートの開発など、観光地としてのポテンシャルを十分に発揮させる取組を多面的に展開されたい。また、多摩地域については、森林資源を活用した観光振興や交通手段の改善に引き続き取り組むとともに、観光協会や商工団体等が広域的なネットワークを作り誘客する新たな取組を後押しされたい。
- (15) 伊豆諸島及び小笠原諸島の観光振興の効果を一層高めるため、観光施設の整備や誘客促進策の拡充はもとより、旅行者誘致に向けた各島の連携強化に

よる島しょ全体での消費を喚起する新たな仕組みを構築されたい。

- (16) 世界自然遺産登録により観光客が増加傾向にある小笠原諸島などにおいて、東京都版エコツーリズムを推進し、貴重な自然の保全と観光による地域振興を両立させる取組を拡充するとともに、自然公園を活用した観光振興を促進されたい。
- (17) 福島県の観光が風評被害により依然厳しい状況にあることを踏まえて、都として、観光振興の視点からの復興支援を継続されたい。

3 農林水産対策

- (1) 都市農業振興基本法の基本理念の具体化に向け、農林・漁業振興対策審議会の答申を踏まえ、意欲ある農業者の経営規模拡大や新規就農者の参入につながるよう、都市農業の経営力強化に向けた農業関連施設整備に対する支援の充実を図られたい。また、農業者の高付加価値化やブランド化の取組を一層推進するため、商工分野の専門家も活用した効果的なソフト支援策を展開されたい。

特に、女性の感性を活かした商品開発や販売企画の促進や、女性が新規就農しやすい環境整備に取り組むとともに、遊休農地の発生防止・解消を図る取組を引き続き支援されたい。

- (2) 防災や環境保全など、農業・農地の持つ多面的機能を一層發揮させる取組を行う区市町への支援を拡充するなど、農地保全のための施策を着実に実施することに加え、大都市東京に残された貴重な都市農地の減少に歯止めをかけるため、まちづくりと連携し先駆的な農地保全の取組を展開する区市を支援し、都市型のモデルケースの普及を図るなど、一段の措置を講じられたい。併せて、山村・島しょ地域における農業振興を図るために、農道や灌漑施設などの農業生産基盤を強化するとともに、野生獣による農作物被害が増加傾向にあることから、区市町村が行う被害抑制に向けた新技術の導入や普及など、地域の実情に応じた効果的な対策への支援を講じるなど、獣害防止対策を強化されたい。

- (3) 健全な食生活を実践できる人を育てる食育を実施するとともに、とうきょう特産食材使用店登録制度や東京島じまん食材使用店の充実を図られたい。また、都内全域に地産地消を拡大する取組を進めるため、東京アグリパークを活用した情報発信の強化や学校給食に農産物を提供するモデル事業、広域的な流通ネットワーク構築の検討に取り組まれたい。

また、環境保全型農業を推進するとともに、プラムポックスウイルスなどの

植物防疫対策に引き続き取り組まれたい。さらに、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対する危機管理対策に万全を期すため、家畜保健衛生所の機能強化を進められたい。

(4) 2020年大会に向け、国内外から多数の観光客が東京に訪れる機を捉え、東京産の農林水産物の多彩な魅力を幅広く紹介し、一層の消費拡大を図っていくため、ウェブサイトの充実や情報誌の発行などを通じた情報発信の取組を積極的に進められたい。また、東京ならではの質の高い食品の開発と特産品としての普及PRを進められたい。さらに、東京のブランド畜産物の生産拡大に向け青梅畜産センターの再編整備を進めるとともに、トウキョウXの生産頭数の着実な増加に向けた支援や畜産農家の経営強化策に取り組まれたい。

(5) 都民の貴重な財産である東京の森林を守り、次世代に継承していくため、これまでの花粉発生源対策の成果も踏まえつつ、森林循環を促進する観点から、民間の伐採促進や森林施業の低コスト化、林業技術者の育成策の強化など、総合的な施策を展開されたい。また、森林施業の集約化・効率化に向けた取組を推進するとともに、造林・間伐などの森林整備や林道・作業道・作業道接続路などの基盤整備の着実な実施に加え、林道の高規格化や森林資源の精確な情報整備に取り組まれたい。

(6) 多摩産材の利用拡大に向けた取組をより一層推進するため、広く都民に利用される都関連施設での多摩産材の利用を進めるとともに、PR効果の高い商業施設での利用促進や民間木造住宅を対象とした普及、意匠性の高い新製品の開発促進を図るなど、民間需要を喚起する取組を強力に進められたい。また、多摩産材情報センターによるPRに努めるとともに、多摩産材認証制度の安定的な運営のための体制整備を図られたい。

併せて、日本各地と連携した木材製品展示会の開催や全国育樹祭を契機とした都民参加の仕組みづくりにより、森づくりや木材利用に向けた都内全域での機運醸成を図られたい。

(7) 2020年大会での選手村等で提供される食材や大会関連施設で使用される木材について、東京産の農林水産物が確実に提供できるよう、生産、加工、流通事業者等に求められる認証取得に対して集中的な支援策を講じられたい。

(8) 漁業経営の安定に向けて、島しょの漁業生産基盤や漁場の整備開発を一層推進するとともに、燃油価格高騰に対する対応や水産業を牽引する新規就労者の育成・確保策の強化に取り組まれたい。

また、漁村地域の防災力強化を図るために、漁協等が所有する共同利用施

設の耐震化や解体処理を支援するとともに、漁業環境の回復に向けて、サメ・イルカ等の漁業被害対策、漁業資源の管理を着実に実施されたい。

併せて、東京産水産物の消費拡大を図るために、東京産水産物に対する安全・安心感を醸成し、その魅力を発信するとともに、新たな流通経路の開拓や水産加工品の開発に向けた取組を拡充されたい。

- (9) 内水面水産業の振興を図るため、養殖マス類のブランド力強化や河川釣り場の観光資源化等の取組に対してハード・ソフト両面からの支援を充実されたい。
- (10) 緑の東京計画とともに緑の東京 10 年プロジェクト基本方針を着実に実施する観点から、苗木の生産供給の推進に努められたい。また、真夏に開催される東京大会を見据え、夏場に利用できる花と植木の技術開発や普及に向けたPRに取り組まれたい。
- (11) 小笠原諸島等の海域における外国船の大規模な違法操業の発生を踏まえ、日本全体の約4割を占める排他的経済水域を擁し、国益に大きく寄与している沖ノ鳥島を含めた小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における、漁場の調査・監視、漁業操業への影響についての対応など、国等との緊密な連携のもと取組を継続し、基幹産業である水産業の振興と海洋資源の保全を図られたい。

4 雇用就業対策

- (1) 中小企業に働く人材を確保する観点から、中小企業と若年求職者のミスマッチの解消に向け、効果的なマッチングや情報提供を行うとともに、インターンシップへの支援に取り組むなど、早期から学生の企業理解を促す取組を積極的に進められたい。また、若手社員の早期離職防止に向け、社内の育成担当者や管理者向けのセミナーに加え、WEBサイトを活用した情報提供など、支援の充実を図られたい。
- (2) 人材確保のため非正規労働者を社内で正社員として積極的に活用しようとする動きが活発となっていることから、正社員転換を促す助成制度の拡充を図られたい。また、退職金の負担から正規雇用化を躊躇する状況もあることから、中小企業退職金共済制度を活用した負担軽減に引き続き取り組まれたい。さらに、紹介予定派遣制度を活用した就労体験など、経験やスキルに応じた正規雇用化への支援策に引き続ききめ細かく取り組まれたい。
- (3) 出産や子育て等を理由に離職した女性の再就職に向け、「女性しごと応援テラス」において早期に就職できる機会を提供するなど、サービスのさらなる

充実を図られたい。また、女性の多様なニーズや能力に合わせ、幅広い分野の就業に導いていくため、意識啓発からジョブマッチングまで確実に就職につなげる取組の充実を図るとともに、多摩地域における地域に密着した再就職支援に取り組まれたい。

- (4) 高齢者が年齢や意欲・体力に応じて様々な場面で活躍できるよう、就労ニーズに対応した就業機会の確保に努められたい。併せて、ハローワークと連携し、潜在的なシニア求職者の掘り起しを行うためのセミナーをきめ細かく実施するなど、シニア労働力の拡大に努められたい。

また、シルバー人材センターの支援を通じて、センターの仕事や会員を増やすとともに、区市町村がシルバー人材センターを活用して保育補助者を確保する取組を推進されたい。

- (5) 障害者の安定した就業に向け、受入余力の乏しい中小企業への普及啓発や個別サポート、定着支援を行う社内人材の育成に取り組むとともに、障害者の正規雇用化や待遇改善を図る企業への支援に引き続き取り組まれたい。また、難病患者やがん患者が職場で活躍できるよう、疾病の特性に配慮した新たな支援策を講じられたい。

- (6) 人材確保に悩む中小企業が即戦力となる人材を採用できるよう、採用ノウハウの付与等の集中的な支援を引き続き行うとともに、採用に関する様々な相談に日常的に応えられる窓口の設置など、人材確保をきめ細かく支援する仕組みづくりを進められたい。また、中小企業で働くことの魅力を発信する取組の充実を図るとともに、インターンシップなどにより外国人材確保に向けた支援の強化も図られたい。

- (7) 様々な業界で人材の確保に苦慮している状況を踏まえ、業種や業態特有の課題に対応し、業界単位で人材確保や職場環境の整備を行う中小企業団体の取組に対して、都独自の効果的な支援策を引き続き講じられたい。

- (8) 地域における就業推進や人づくりの取組を積極的に進めていくため、区市町村が地域の実情に応じて実施する就業支援策について、多摩・島しょ地域における広域連携の取組を促すよう、地域の支援機関も活用し引き続き後押しされたい。

- (9) 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向け、国や労使団体と連携して「働き方改革」を推進されたい。都内企業のそれぞれの状況に応じて働き方の見直しに踏み出し、確実に実行することを奨励するとともに、一層の機運醸成に向けた発信を強化されたい。また、2020年を見据え、社会人のボランティア参加の裾野拡大に向けた企業における環境整備にも取り組まれたい。

- (10) 中小企業の現場において、女性が活躍しやすい職場環境づくりを一層強力に進めていくため、ハード整備に対する支援や、女性の能力発揮を推進する社内責任者を育成する取組を進められたい。
- (11) 仕事と介護・育児の両立を図るなどの中小企業の雇用環境整備の取組に対する奨励金支給の仕組について、育児中でも就業継続できる環境整備に取り組む企業へのインセンティブなど、充実を図られたい。また、仕事と介護の両立への理解を広めるとともに具体的な助言を行うなど、企業への普及啓発と情報提供に引き続き取り組むとともに、企業や従業員からの様々な悩みの相談に応じる窓口を整備されたい。
- (12) 勤労者の雇用の安定を図るため、労使双方に対する労働教育事業や労働相談を引き続き実施されたい。また職場におけるメンタルヘルス対策にも取り組まれたい。
- (13) 地域の産業や求人ニーズに的確に対応した公共職業訓練を実施して人材を育成されたい。非正規社員や高校中退者向けの訓練や建設技能人材の育成に引き続き取り組むとともに、女性のキャリアアップ・スキルアップにつながる訓練の拡充を図られたい。
- (14) 人材確保・育成に取り組む地域の中小企業に対して、都立職業能力開発センターが核となり合同での訓練を実施するなど、人材育成の拠点となる仕組みづくりを進められたい。また、認定職業訓練の支援を拡充されたい。
併せて、技能者の社会評価を高め、若者が自ら進んでものづくりを目指すよう技能尊重の気運を幅広く醸成していくため、日本各地と連携し、匠の技や製品を幅広く発信する大規模なイベントを開催するなど、優れた技術・技能の継承につなげる取組を積極的に推進されたい。

中央卸売市場関係

- 1 豊洲市場については、その安全性を十分に確認し、都民に「安心」を届けられるよう正確な情報を責任を持って発信するとともに、移転に向けた取組を着実かつ強力に進められたい。
- 2 豊洲市場の移転延期により生じる市場業者への具体的な損失に対しては、個別ヒアリングの実施などにより現状を把握し、早期の補償を実施されたい。
- 3 第10次東京都卸売市場整備計画の策定を通じ、老朽化施設の維持更新を着実に進めるとともに、各市場の特性を踏まえた機能強化に積極的に取り組まれたい。
- 4 中央卸売市場の環境負荷の抑制を図るため、低温設備の省エネ化、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガス排出量削減対策に積極的に努められたい。
- 5 築地市場については、豊洲市場への移転延期の影響を十分に考慮し、日々の運営に必要な修繕など、市場機能の維持のために必要な措置を講じられたい。
- 6 食肉市場については、施設の老朽化への対応やHACCP導入を見据えた高度な衛生対策を行うなど、引き続き食の安全、安心を確保し、都民に安定的な食肉供給を図っていくために必要な措置を講じられたい。
- 7 多摩地域の地方卸売市場については、施設整備費補助制度等の充実を図り、生鮮食料品の安定的な供給に努められたい。
- 8 中央卸売市場の機能の維持、強化を図るため、卸売業者・仲卸業者等の経営基盤の強化や経営活性化の支援など、市場の活性化に総合的に取り組まれたい。
- 9 市場の健全な運営を確保していくため、内部努力の徹底をはじめとしたコスト縮減、効率的な資金運用、財産の有効活用など、強固な財政基盤の構築

に取り組まれたい。

建設局関係

1 国際競争力と経済活力の強化

(1) 東京が世界で一番の都市として日本を牽引し続けるために、道路など都市基盤施設の早期整備は不可欠であり、また、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の円滑な移動を提供する上でも、重要な役割を担っている。

そのためには、補助金・社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の都市基盤整備の財源を安定的かつ継続的に確保し、東京に必要額を確実に措置するよう、国に対して強く働きかけられたい。

(2) 高速道路料金については、環状道路の利用促進、利用者の負担軽減など、首都圏を一体的にとらえ、道路ネットワークを最大限に利活用し、利用者にとっても効率的で利用しやすい料金体系を、国策として実現するよう、積極的に、国に要請すること。

(3) 防災機能の強化にも寄与し、都市づくりの基本となる道路整備については、都市の骨格を形成する幹線道路、地域幹線道路、山間島しょ地域の振興を図る道路の整備をそれぞれ推進するとともに、特に、環状第5の1号線など区部の環状方向の道路や、府中所沢・鎌倉街道線など多摩の南北方向の道路、新青梅街道など多摩の東西方向の道路、及び放射第25号線など区部と多摩を結ぶ道路を重点的に整備促進されたい。

(4) 延焼遮断帯を形成するなど、防災上、整備効果の高い都市計画道路である木密地域の特定整備路線について、地権者や居住者への生活再建支援策の充実ときめ細かな対応を図り、平成三十二年度までの100%整備に向か、強力に推進されたい。

(5) 東京外かく環状道路については、事業推進に必要な事業費を確保し、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの開通の実現に向け、工事期間の短縮を図るなど事業の更なるスピードアップを国などに強く求めるとともに、都においても用地取得を積極的に進めるなど必要な協力を行われたい。

(6) 地域分断の解消や交通渋滞の緩和に多大な効果のある鉄道の連続立体交差事業については、京王京王線や西武新宿線、京成押上線などの整備を促進されたい。

また、その他の踏切対策として、道路の立体交差化を推進し踏切の解消を積極的に図られたい。

(7) 道路交通の安全確保のため、歩道整備や交差点改良、英語表記化など外

国人にもわかりやすい道路標識等の整備を促進されたい。

特に、交通渋滞の解消に効果の大きい「交差点すいすいプラン」については、さらなる整備促進を図られたい。

2 安心で暮らしやすい社会の実現

(1) 都市型水害を一日も早く解消し、1時間に50ミリの降雨に対応するため、中小河川の護岸、調節池、分水路の整備を積極的に推進されたい。

また、近年、都内で頻発している1時間100ミリを超える局地的かつ短時間の集中豪雨にも対応するため、中小河川の新たな「整備方針」に基づく整備を推進し、既設の調節池を連結した広域調節池による調節機能の流域間相互融通など、効果的な対策を実施することで、水害の早期軽減を図られたい。

(2) 区市町村と連携した水害情報の提供など、ソフト対策も含めた総合的な治水対策を推進されたい。

(3) 東部低地帯において、地震・津波等による水害から、都民の生命や暮らしを守るため、河川施設整備計画に基づき、水門や堤防等の河川施設の耐震・耐水対策を着実に推進されたい。また、隅田川や中川などで、大地震に対する安全性を高め、都民が河川と身近に触れあえるスーパー堤防やテラスの整備を推進されたい。

(4) 平成25年10月の台風26号による甚大な土砂災害が発生した大島町において、平成29年度以降も中長期対策を着実に実施し、一日も早い復興を図られたい。

また、多摩地域など、がけ崩れや土石流の危険が高い箇所について、土砂災害防止法の改正を踏まえ基礎調査結果を速やかに公表するとともに、土砂災害警戒区域等に指定し、砂防ダムや法面防護など土砂災害防止施設を整備されたい。また、地元市町村と連携して、危険箇所の住民への周知や避難体制の整備など、ソフト・ハード連携した対策を推進されたい。

(5) 災害時に救出・救援活動の拠点となるよう、非常用発電設備やデジタルサイネージを設置するなど、避難場所としての施設整備を充実し、都立公園の防災機能のさらなる強化を図られたい。

(6) 地震災害に備えて、緊急輸送路の確保や橋梁補修など、災害に強いまちづくりと防災体制の充実強化に万全を期されたい。

3 魅力ある都市づくり

- (1) 緑化については、都民に憩いや潤いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象の緩和などに資するものであり、緑豊かな世界一美しい東京の実現を図るため、高井戸公園や大戸緑地などで都立公園の造成を推進されたい。
- (2) 恩賜上野動物園をはじめとする動物園等について、「都立動物園マスター プラン」に基づき、魅力向上を目指し、各園の特色を生かした展示施設の充実を図るとともに、飼育支援、繁殖機能を強化するための施設の整備などを進められたい。
- (3) 区部霊園の再生整備や無縁墳墓の改葬整理を推進されたい。
- (4) 道路の無電柱化を積極的に推進し、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行者空間の確保、都市防災機能の強化を図るとともに、世界で一番の都市東京にふさわしい風格ある成熟した街並みを形成できるよう整備促進を図られたい。あわせて、面的な無電柱化を推進するため、区市町村が施行する無電柱化事業について、財政的支援を図り、都内全域で無電柱化を推進されたい。
- (5) 安全で快適な自転車利用環境を実現するため、交通管理者や区市町村と連携し、都道だけでなく、国道や区市町村道と一体的に自転車走行空間の整備を図られたい。
- (6) 交通量の増大や車両の大型化に伴う路面の破損、亀裂、陥没などを防止するため、路面補修の充実を図るとともに、ゼロ都債を活用して工事の平準化を図られたい。
- (7) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装、保水性舗装や騒音低減により効果のある二層式低騒音舗装などの環境対策型舗装、街路樹などの道路緑化や水辺空間の緑化について積極的に推進し、良好な都市環境の創出を図られたい。
さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催やその先も見据え、夏季の木陰確保や魅力ある都市景観を創出されたい。
- (8) 幹線道路沿いの生活環境保全を図るため、遮音壁などの防音施設の整備を図るとともに、緩衝建築物助成や防音助成など、沿道住民への環境対策の充実を図られたい。
- (9) 隅田川などにおいて、関係局と連携して舟運活性化に向けた調査運航等を実施するなど、にぎわいあふれる水辺の創出に向けた取組を展開すること。

4 都市基盤の適切な維持管理

(1) 道路、河川、公園など都市基盤施設について、安全・安心の確保や快適な都市空間の提供など、施設本来の機能を十全に發揮させるとともに、良好な状態で将来世代へ継承していくことができるよう、適切な維持管理・更新に努められたい。

あわせて、ゼロ都債を積極的に活用し、計画的、効果的な維持管理を実施するとともに、工事発注の前倒しと平準化を図られたい。

(2) 橋梁やトンネル、地下調節池や分水路などの維持管理に当たっては、更新時期の平準化や費用の最小化を図るため、予防保全型の管理を推進し、効率的な維持管理や施設更新に努められたい。

(3) 日常点検や定期点検等では発見が困難なグラウンドアンカーの劣化状態について、詳細な調査を行い、道路斜面の安全対策に取り組まれたい。

5 市町村支援など

(1) 地域にとって重要な多摩の道路整備について、地元市町と協力して、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業により一層の促進を図られたい。

(2) 多摩・島しょ地域のまちづくりを推進するため、市町村が施行する道路整備や公園整備などの土木事業に対する補助を充実されたい。

また、市町村から要望の強いトンネル等の老朽化対策についても、支援を図られたい。

(3) 公共事業の施行により移転を余儀なくされた関係権利者に対し、移転資金の貸付、代替地の確保、公営住宅の斡旋など、生活再建のための施策を推進されたい。

特に、木密地域における特定整備路線については、民間の専門事業者を活用した相談窓口の設置や、移転資金貸付金の金利優遇などの特別な支援策を講じられたい。

港湾局関係

- 1 首都圏の産業と生活を支える東京港の港湾機能の強化を図るため、新規コンテナふ頭の整備、既存コンテナふ頭の再編及び内貿ユニットロードふ頭整備などを進めるとともに、臨港道路南北線等の整備による道路ネットワークの強化やふ頭周辺の交通混雑対策など物流効率化に向けた取組を推進されたい。
- 2 2020年までに世界最大のクルーズ客船に対応可能な新客船ふ頭を整備するとともに、さらに、桟橋の延伸、客船ターミナルの拡張等を行い、海外主要港と同様、2隻の客船が同時に着岸するなど、首都東京の玄関口にふさわしい客船ふ頭整備を推進されたい。また、積極的な客船誘致・広報に取り組まれたい。
- 3 地震・津波・高潮などの災害から都民を守るため、水門・排水機場の耐震強化や、防潮堤・内部護岸の早期整備を推進するとともに、道路の無電柱化や防災船着場整備に取り組まれたい。
- 4 汚泥しゅんせつの重点的な実施など、運河の環境対策に取り組むとともに、東京港野鳥公園の干潟の整備や東京臨海地域を緑の拠点とするために、都民等の参加を得て中央防波堤内側埋立地に「海の森」を整備するなど、引き続き海上公園の整備を推進されたい。
- 5 水辺の賑わいを創出するため、水辺に親しむことができる地域の観光拠点を舟運で結ぶなど、広域的な展開を視野に入れた取組を進めるとともに、船着場周辺地域との連携を図るなど、舟運を活性化されたい。
- 6 廃棄物処理場である新海面処分場については、埋立容量の増大やしゅんせつ土砂の広域利用等による延命化を図るとともに、引き続き護岸整備に取り組まれたい。
- 7 臨海副都心の開発に当たっては、東京2020大会の先も見据え、民間事業者の創意工夫も引き出しながらMICE・国際観光機能の強化に取り組み、IRも視野に切れ目なく、まちの魅力向上に努められたい。

- 8 島しょ住民の生活の安定や産業の振興を図るため、島しょの港湾・漁港・空港などの整備を推進するとともに、船客待合所の建替えや多言語表示案内板の整備など、海と空のみなとまちづくりに取り組まれたい。
- 9 島しょにおいて、防潮堤等の整備による防災対策や津波避難施設等の整備による減災対策などの取組を強化されたい。
- 10 本土と島しょ間の交通の確保や島しょ住民の生活の安定を図るため、離島航路・航空路補助等の充実を図られたい。

交通局関係

1 地下鉄関係

- (1) 経営の基本である安全対策に万全を期されたい。
- (2) 東日本大震災の教訓を踏まえた地下鉄の構造物の耐震補強や、都市型水害への備えとしての浸水防止対策に加え、実践的訓練や危機管理体制の充実など、災害対策を一層推進されたい。
- (3) 新宿線へのホームドア整備を着実に推進していくとともに、浅草線へのホームドア整備については、2駅整備を先行的に進めると同時に、全駅整備の早期実現に向けた取組を加速されたい。
- (4) 地下鉄構造物の長寿命化を図るため、予防保全の考え方立った管理を推進されたい。
- (5) 地下鉄駅構内における監視カメラの増設、警備員の増員や巡回警備の強化など、地下鉄駅における防犯対策の強化を図られたい。
- (6) 駅や車両にLED照明を導入するなど、環境に配慮した取組を推進されたい。
- (7) 高齢者、身体障害者をはじめ、だれもが使いやすい駅とするため、地下鉄の乗換駅などへのエレベーター、エスカレーターの設置を推進されたい。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、会場周辺駅のエレベーター整備にも積極的に取り組まれたい。
- (8) 駅のトイレについて、出入口の段差解消、トイレの洋式化や温水洗浄便座の設置など、ユニバーサルデザインにも配慮した改修を計画的に進められたい。
- (9) ホーム行先案内表示器の多言語化やコンシェルジュの配置拡大などにより、観光客の受入環境の整備を進めるとともに、観光客の誘致に積極的に取り組まれたい。
- (10) 勝どき駅の大規模改良工事を推進し、周辺の再開発に伴う駅の混雑緩和を図られたい。また、品川駅周辺地域のまちづくりと整合を図りながら、隣接市街地の整備と一体的に泉岳寺駅の大規模改良に取り組まれたい。

2 バス関係

- (1) ドライブレコーダーを効果的に活用した事故防止や外部の専門機関による研修の実施など、安全対策を推進されたい。
- (2) 更新するバス車両を引き続き最新の排出ガス規制に適合した誰もが乗り降

りしやすいノンステップバス車両とするなど、人に優しく環境に配慮した取組を推進されたい。

- (3) 高齢化の進行や訪日外国人旅行者の増加といった事業環境変化を踏まえ、フルフラットバスの導入やデジタルサイネージを活用した案内の充実など、誰もが利用しやすい新たな路線バスのモデルを先導的に展開されたい。
- (4) 乗客潮流の変化を的確に捉え、増大する臨海地域の交通需要に対する路線の拡充を行うなどの增收対策や、経営資源を有効活用した更なる経営の効率化に一層努力されたい。
- (5) 燃料電池バスの導入を拡大することにより、水素社会の実現に向けて取り組まれたい。

3 軌道関係

経営基盤の安定化を図りつつ、施設や設備の適切な維持管理や更新などを進め、安定輸送基盤の充実に努めるとともに、地域の活性化に寄与されたい。

4 新交通関係

地域との連携を強化しながら、昼間の乗客誘致や関連事業の增收に努め、事業経営の早期安定化を図られたい。

5 多摩地域への都営バス等公営交通機関の導入を検討されたい。

6 各事業共通

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、安全で安定した輸送を提供できるよう、準備に万全を期されたい。
- (2) 経営効率化にあたっては、安全との両立を図るため、監理団体等も活用しながら、適切に取り組まれたい。
- (3) 公営企業としての経済性発揮と公共性に配慮しつつ、資産の有効活用など関連事業を推進されたい。

水道局関係

- 1 安定した水源を確保するため、利根川・荒川水系における水資源開発基本計画で予定している新規水源開発について、国等に一層の促進を要望するとともに、水源県との協力関係を深め、その推進に努められたい。
- 2 良好的な水道水源林を育成し、次世代に継承していくため、森林の保全管理や購入した民有林の再生などを計画的に推進されたい。
- 3 現在及び将来にわたる安定給水を確保するため、浄水場の更新、導送水管の二重化・ネットワーク化及び給水所の新設・拡充を重点的に実施し、水道基幹施設の再構築を着実に進められたい。特に、大規模浄水場の更新にあたっては、代替浄水施設の先行整備を行うとともに、所要額の積立、財政ルールの確立に係る国への提案要求、アセットマネジメント手法の運用などの取組を推進されたい。
- 4 多摩地区水道を名実ともに広域水道と呼べるよう、市町域を越えた施設整備などの本格的な再構築に、計画的に取り組まれたい。また、奥多摩町の水道について、安定給水を図りながら、計画的に施設整備を進められたい。
- 5 貴重な水資源の有効活用を図るため、私道内給水管整備及び漏水防止作業を推進されたい。
- 6 安全でおいしい高品質な水を供給するため、水質監視体制の充実及び浄水処理技術の向上を図るとともに、河川水質の保全について、人の健康に影響を及ぼす化学物質に関する排出規制の強化や下水道の整備促進、農薬の適正使用に関する指導の強化などを国に強く要望されたい。
- 7 浄水場で作った安全でおいしい高品質な水がそのまま蛇口に届くように、貯水槽水道の適正な管理に向けた取組を行うとともに、貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに伴う増径工事の水道局施行など直結給水方式の普及促進に向けた取組を推進されたい。
- 8 災害対策に万全を期すため、首都中枢機関、救急医療機関、避難所、オリ

ンピック・パラリンピック競技施設等の重要施設への供給ルートや、被害が大きいと想定される地域などにおいて優先的に管路の耐震化を行うとともに、私道内給水管及び避難所等の給水管の耐震化を図られたい。また、あらゆる自然災害やテロ行為の発生などに備えるため、危機管理に万全を期されたい。

- 9 高品質な水道水を都民に実感してもらうため、水道水質モニター及び小中学校の水飲栓直結給水化モデル事業のフォローアップ等の体験・体感型の施策や東京水道あんしん診断などの取組を推進されたい。
- 10 都民に水道への理解を深めていただくため、水道施設を見せるツアーや水道工事を活用したイメージアップ、水道キャラバンなどの取組を推進するとともに、都民の利便性の向上に努められたい。
- 11 施設の更新に合わせ、更なるエネルギー効率化を進めるとともに、再生可能エネルギー等の活用を図るなど、エネルギー効率の高い水道システムを構築されたい。
- 12 節水諸施策を引き続き推進し、節水型都市づくりに努められたい。
- 13 世界の水問題の解決に貢献するため、東京水道の事業運営ノウハウの活用による人材育成を図るとともに、国内外の関係者との連携を強化し、東京水道と日本企業の技術を活用した国際展開を積極的に推進されたい。あわせて、国内の他の水道事業体における人材育成や事業運営に協力されたい。
- 14 公共性と効率性を両立させた責任ある経営を実現するため、監理団体とのグループ経営を推進されたい。
- 15 一層の経営努力に努めるとともに、外部専門家の意見の反映など、経営手法の多様化に積極的に取り組み、水道事業経営の一層の効率化に努められたい。
- 16 国庫補助の拡充及び高金利債の補償金免除繰上償還制度の復活を国に強く要望されたい。

17 工業用水道事業においては、安定給水及び施設の安全性を確保するとともに、効率的な事業運営の推進、財政の安定化に引き続き努められたい。

下水道局関係

- 1 「東京都下水道事業 経営計画2016」の達成に全力で取り組み、都民サービスの一層の向上と経営の効率化を図られたい。
- 2 老朽化した下水道施設の更新に併せて、雨水排除能力の増強や耐震性の強化など機能の向上を図る再構築を計画的・効率的に推進されたい。
- 3 浸水の危険性が高い対策促進地区等で施設整備に取り組むとともに、大規模地下街に加え甚大な被害が発生した市街地において、雨水整備水準を1時間75ミリにレベルアップした施設を整備するなど、浸水対策を着実に推進されたい。
- 4 首都直下地震などの地震や津波に対し下水道機能を確保するため、震災対策をより一層推進されたい。
- 5 東京湾など公共用水域の水質をより一層改善し、豊かな水辺環境の創造に資するため、貯留施設の整備などによる合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を推進されたい。
- 6 「スマートプラン2014」の目標達成に向け、エネルギー使用量削減の取組を推進するとともに、平成27年度に策定された「東京都環境基本計画」を踏まえ、下水道事業における温室効果ガス排出量をより一層削減する取組を推進されたい。
- 7 汚泥の資源化や再生水の利用拡大、施設の上部利用等、下水道が持つ資源・空間等の有効利用を図られたい。
- 8 道路陥没などを未然に防ぎ、下水道機能を安定的に確保するため、維持管理の充実を図られたい。
- 9 多摩地域の公共下水道事業を実施する市町村との連携を強化することなどで、多摩地域全体の下水道事業運営の効率化を図られたい。

- 10 下水道事業が直面する技術的課題を解決するとともに、将来的な課題を見据えた技術開発に計画的に取り組まれたい。
- 11 下水道のニーズがある国や地域の課題解決に寄与するとともに、日本の産業力強化に貢献するため、下水道事業における国際展開を着実かつ積極的に推進されたい。
- 12 下水道経営の安定に資するため、国費の確保及び制度の拡充等の財政措置を国に強く要望するとともに、コスト縮減や資産の有効活用を図るなど、企業努力を行い、健全な財政運営に努められたい。

教育庁関係

1 児童・生徒の健全育成の推進

- (1) 児童・生徒の健全な育成を図るため、専門性の高いスクールカウンセラーを引き続きすべての公立小・中・高等学校に配置するとともに、学校におけるカウンセリング等の機能や教育相談センターにおけるいじめ相談などの教育相談事業を充実されたい。
- (2) 福祉的な支援を必要とする状況に対応し、児童・生徒の健全な育成を図るため、スクールソーシャルワーカーの区市町村への配置拡充を推進するとともに、小・中学校同様、都立学校においてもスクールソーシャルワーカーの活用を推進されたい。
- (3) 家庭における教育力を高め、非行や不登校などの問題行動に的確に対応するため、学校と家庭の連携を促進する施策の推進を図られたい。
- (4) 上記の取組を含め、いじめや不登校・中途退学の未然防止・解決に向けて、区市町村や関係機関と連携し、総合的な対策を講じられたい。
- (5) 東京の子供達の豊かな人間性を培い、規範意識を高めるため、都独自の教材集等の活用、道徳教育充実のための拠点校の成果等の全地区への提供、道徳教育推進の中心的役割を担う教員の育成などを通じて、道徳教育の更なる推進を図られたい。
- (6) インターネット・SNS等の適正利用の周知を図るとともに、子供達が安全に安心してインターネット等を利用することができる環境をつくるための施策を講じられたい。

2 高等学校教育の充実

- (1) 都立高校改革推進計画新実施計画に基づく施策に積極的に取り組まれたい。
- (2) 都立高校における難関国公立大学や医学部等への進学を目指す生徒の進路実現のため、進学指導を一層充実させるとともに、土曜授業や外部人材を活用した土曜補習の充実を進めるなど、学力の向上を図る施策を積極的に推進されたい。
- (3) 将来の我が国を牽引する若者を育成するため、都独自の仕組みによる都立高校生の海外留学を支援する事業を充実するとともに、国際バカロレアの取組による海外大学への進学や海外からの留学生の積極的な受入など都立高校の国際交流を推進し、国際社会で活躍する人材を育成する施策を実施さ

れたい。

- (4) 都立学校校舎の老朽校舎の改築、大規模改修などを計画的に進めるとともに、都立学校施設における非構造部材の耐震化に取り組まれたい。
- (5) 都立高校生が、実社会での経験を通じて働くまでの基本を身に付けることができるよう、就業体験活動等の自立意識を醸成する取組を推進されたい。また、若者の就労支援を推進する観点から、実効性ある中途退学対策を講じられたい。
- (6) 東京都の産業界を支えるものづくり人材育成のため、インターンシップの推進や工業高校の設備を活用した小中学生ものづくり教室の実施など、ものづくり教育の充実に努められたい。
- (7) 都立高校生が正しく日本の歴史を学ぶことで、日本人としての自覚と誇りをはぐくむため、都立高校における必修化した日本史の指導の充実を図られたい。
- (8) 一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育むため、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶアクティブラーニングの指導の充実を図られたい。
- (9) 外部人材やＩＣＴの活用等による学び直し学習や自習を支援することにより、基礎学力の定着に向けた取組の充実を図られたい。
- (10) 生徒が社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断することができる力を育成するため、主権者教育を推進されたい。

3 特別支援教育の振興

- (1) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を策定し、増加している児童・生徒数に対応した特別支援学校の適正配置に向け、学校の新築や増改築をはじめとして、多様な方法を用いた迅速で効果的な対応策により、教育環境の充実に取り組まれたい。
- (2) 障害に基づく種々の困難の改善・克服のための学習活動や、個別指導計画に基づく指導など教育内容の充実に努められたい。
- (3) 企業への就労を促進するための支援や職業教育の充実に向け、積極的な施策推進を図るとともに、児童・生徒の自立と社会参加を促す諸事業の推進に努められたい。
- (4) ろう学校における早期乳幼児指導を引き続き実施されたい。
- (5) 肢体不自由特別支援学校における教育活動の質を高めるため、外部人材の活用を図るとともに、障害のある子供たちが学校生活を送る上で感じる負担

を軽減するため、スクールバス乗車時間の短縮を図られたい。

- (6) 全ての知的障害特別支援学校における自閉症教育を一層充実されたい。
- (7) 東京都発達障害教育推進計画に基づき、特別支援教室の小学校への導入を着実に推進するとともに、中学校への導入に向けた区市町村に対する支援や都立高校における土曜日等の学校外での特別な指導など、発達障害のあるすべての児童・生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、総合的な施策の推進を図られたい。

4 学校教育指導の充実

- (1) 児童・生徒の学力向上を図るため、都独自の学力調査を引き続き悉皆で実施するとともに、個々の習熟度に応じた効果的な授業の実施に向けて、指導体制の充実などに取り組まれたい。また、放課後の学習支援の充実を図るほか、併せて、理数教育について、大学・研究機関・企業と連携した取組の推進や、理科の実験授業の充実など、更なる振興策を講じられたい。
- (2) 子供の体力向上を図るため、都独自の体力調査を引き続き悉皆で実施されたい。
- (3) 國際社会に生きる日本人としての自覚や誇りを養うとともに、多様な文化を尊重することのできる態度や資質をはぐくむため、オリンピック・パラリンピック開催を契機として、より一層日本の伝統・文化理解教育を推進するとともに、外国人との交流を深める取組を推進されたい。
- (4) 会話を重視した英語教育により生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、都立高校において外国人指導者を一層活用した授業を充実し、公立中学校においては少人数・習熟度別指導を拡充するとともに、教員の海外派遣研修など、指導力向上に向けた取組を推進されたい。併せて、都立高校における英語以外の外国語の学習について一層の充実が図られるよう努められたい。また、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させる取組を推進し、児童・生徒が、英語で発信する力の向上を図られたい。
- (5) 入学式、卒業式等における国旗・国歌の取扱いについて、学習指導要領に基づき適時・適切に指導されたい。
- (6) 東日本大震災や熊本地震を踏まえ、都立高校や都立特別支援学校における宿泊防災訓練など、より実践的な防災教育の充実を図るとともに、被災地を訪問し、ボランティア体験や交流活動等を行う機会を提供するなどにより、災害時に地域貢献できる人材を育成されたい。併せて、防災ブック「東京防

災」及び防災ノート「東京防災」を活用し、家庭と連携した防災教育を推進されたい。

- (7) 食育を充実するため、栄養教諭の計画的な増員を図られたい。
- (8) 教育活動の一層の充実を図るため、退職教職員や各種の専門家、地域の人材など、外部人材の活用を一層推進されたい。
- (9) 災害時における児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所としての役割を果たすため、公立小・中学校の非構造部材の耐震化支援事業を引き続き実施するとともに、様々な避難者の使用を考慮したトイレの整備などに取り組まれたい。
- (10) 夏季における学習環境を改善するため、都立特別支援学校の体育館や都立学校の特別教室などの冷房化を図るとともに、公立小・中学校の特別教室の冷房化を推進するための市町村への財政支援策を実施されたい。

5 教職員の資質向上と勤務条件の改善等

- (1) 正常な学校運営の確保、服務規律の遵守等学校の適正な管理運営を期されたい。また、適正な人事異動の推進など教育の活性化に努められたい。
- (2) 教職員のメンタルヘルス対策の充実を図りその予防に努めるとともに、休職者の復帰を支援する制度の充実を図られたい。
- (3) 増加する若手教員の育成を図るための施策を充実されたい。
- (4) 副校長の負担軽減を図るため、校務改善や支援人材の配置などの取組を推進されたい。
- (5) 小学校英語教科化を見据え、小学校教員の英語免許状の取得を支援されたい。

6 生涯学習、体育・スポーツ等の振興

- (1) 都立学校体育施設の開放や公開講座の充実に努めるとともに、図書室や音楽室など、都立学校の文化施設の開放を拡大されたい。
- (2) 文化財保護管理、埋蔵文化財の保護充実のための諸事業を促進されたい。
- (3) 都民の文化財に対する理解を深めるため、文化財ウィークの実施など、多様な文化ニーズに応えるよう努められたい。
- (4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、都立特別支援学校においてスポーツ教育を推進し、障害者スポーツの振興を図られたい。

警視庁関係

1 犯罪抑止総合対策の推進

- (1) 深刻化するサイバー犯罪・サイバー攻撃の脅威に的確に対処するため、情報の集約や分析、専門捜査委員の育成、官民連携による協力体制を図るなど、諸対策を協力に推進されたい。
- (2) 増加傾向にある、児童虐待やストーカー事案・DV事案などの人身安全関連事案に際し、被害者等の速やかな保護と積極的な事件化により、迅速・的確に対応し、安全確保の万全に努められたい。
- (3) 地域住民による自主的な防犯活動を促進するため、地域の安全を脅かす犯罪に関する情報を積極的に提供するとともに、検挙と防犯の両面から、特殊詐欺撲滅に向けた取組を推進されたい。

2 震災等危機管理対策の推進

- (1) 関係機関や地域住民等との連携を一層強化して、危機意識の共有を図るなど、官民連携による国際テロ情勢を踏まえたテロ対策を推進されたい。
- (2) 東日本大震災や集中豪雨の影響による土石流災害、河川氾濫を教訓として、あらゆる事態を想定した、各種災害発生時における必要な車両や装備資器材を整備し、災害対策を一層強化されたい。
- (3) 震災等の災害発生時に際する、大規模停電の対策及び警備活動に必要な要員を都内に確保するための待機宿舎の整備を図られたい。

3 交通安全対策の推進

- (1) 重大交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、交通環境の変化、重大交通事故発生状況等の分析・検討を行い、これらの情報を諸活動に生かすための資器材を整備し、交通の安全と円滑を図るための対策を強力に推進されたい。
- (2) 高齢者が加害者となる重大交通事故の抑止対策及び悪質、危険な自転車運転者に対する指導取締りを一層強化するとともに、交通ルールを遵守させるなど、良好な道路交通環境の実現を図られたい。

4 警察活動を支える基盤の整備

- (1) 依然として厳しい治安情勢に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、引き続き必要な職員の増員を図るなど、体制強化

を図られたい。

(2) 警察活動の拠点となる、警察署・交番等警察施設の整備を図られたい。

東京消防庁関係

1 大規模・複合災害に対する都民生活の安全性の確保

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、テロ災害への対応力を強化するため、消防活動体制の強化や装備資器材の充実に努められたい。また、大会期間中の安全確保のため、火災予防体制の充実に努められたい。
- (2) 震災や水災などの大規模災害等への対策を強化するため、大規模災害対策用資器材の充実強化に努められたい。
- (3) 消防団の災害対策活動体制の充実強化を図るため、情報収集能力の向上に努めるとともに、消防団分団本部施設、可搬ポンプ積載車及びAED等の装備資機材整備に努められたい。

2 消防・救助・救急活動体制の充実強化

- (1) 消防職員の消防活動技術の更なる向上を図るため、各種訓練施設等の整備に努められたい。
- (2) 東京港における各種災害に対し、適切かつ迅速に対応するため、港湾消防体制の充実強化に努められたい。
- (3) 救急活動体制の充実強化を図るため、救急隊の増強整備や救急相談センターの充実に努められたい。

3 都民の防災行動力の向上

町会・自治会等の地域住民や関係機関との密接な連携を図り、地域特性に応じたきめ細やかな対応が可能な地域防災力向上に向けた推進体制の強化や、訓練用資器材等の充実に努められたい。

4 災害活動基盤の整備促進

- (1) 震災時に消防活動拠点としての機能強化を図るため、消防署所や待機宿舎の整備を促進されたい。
- (2) 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防車両及び各種通信設備等を整備されたい。